

むつ市議会第204回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成22年6月18日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）6番 新谷 功 議員

（2）5番 横垣 成年 議員

（3）1番 澤藤 一雄 議員

（4）26番 斉藤 孝昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	浅	利	竹	二郎	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	鎌	田	ち	よ子	8番	目	時	睦	男
9番	野	呂	泰	喜	10番	川	端	一	義
11番	中	村	正	志	13番	佐々	木	隆	徳
14番	菊	池	広	志	15番	半	田	義	秋
16番	千	賀	武	由	18番	山	本	留	義
19番	岡	崎	健	吾	20番	馬	場	重	利
21番	山	崎	隆	一	23番	高	田	正	俊
24番	村	川	壽	司	25番	富	岡	幸	夫
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	也

欠席議員（3人）

12番	富	岡		修	17番	白	井	二	郎
22番	川	端	澄	男					

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員 委員 会長	山	本	文	三	教育長	遠	島			進
公営 企業 管理者	遠	藤	雪	夫	代 監 査 委 員	小	川	照	久	
選挙 管理 委員長	佐	々	木	鉄	農 委 会 職 務 代 理 員	福	永	忠	雄	
総 政 策 部 務 長	阿	部		昇	会 管 総 政 理 出 納 室 長	澤	畑	正	敏	
財 務 部 長	下	山	益	雄	財 税 調 整 部 務 監	赤	田	比	等	史
民 生 部 長	齋	藤	秀	人	保 健 福 祉 部	鴨	澤	信	幸	
経 済 部 長	櫛	引	恒	久	建 設 部 長	山	本	伸	一	
選挙 管理 委員 局長	成	田	晴	光	監 査 委 員 長	石	田	武	男	

農委事務局長	吉田	田	薰	教育部長	佐藤	節	雄
公企業局舎長	佐藤	純	一	川内庁舎長	布施	恒	夫
大畑庁舎長	若松	藤	通	脇野所長	片山		元
総政政推	伊藤	道	郎	総政副総務課	花山	俊	春
財政推	奥川	清	次郎	民政推	奥島	慎	一
民副環境課	山田	邦	夫	経政推	中嶋	達	朗
経副農課	室館	利	光	建政推	清藤	巡	一
建副土木課	齊藤	鐘	司	建副都課	鏡谷		晃
教委事務局長	安	哲	雄	総政総務課	野藤	賀	範
総政企課	高橋	聖	聖	財務課	吉田		正
保福障課	丸岡	弘	人	経農水総括	畑中		誠
経農水総括	二本柳	茂	茂	建都建総括	荒谷		保
建下水課	杉山	重	行	教委事務課	上林	京	一
教委事務局長	室館	幸	一	大産課	阿部		等

民 生 部
環 策 境
政 主 課
主 幹

加 藤 博

總 策 務
政 任 主
主 查

澁 田 剛

事務局職員出席者

事 務 局 長
總 括 主 幹
主 任 主 査

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
石 田 隆 司

次 長
總 括 主 幹
主 事

澤 谷 松 夫
金 澤 寿 々 子
井 戸 向 秀 明

◎新谷 功議員

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

13番佐々木隆徳議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより新谷功議員、横垣成年議員、澤藤一雄議員、斉藤孝昭議員、鎌田ちよ子議員、目時睦男議員、新谷泰造議員、野呂泰喜議員、浅利竹二郎議員、工藤孝夫議員、千賀武由議員、中村正志議員の順となっております。

本日は、新谷功議員、横垣成年議員、澤藤一雄議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

○議長（村中徹也） まず、新谷功議員の登壇を求めます。6番新谷功議員。

（6番 新谷 功議員登壇）

○6番（新谷 功） おはようございます。民主党むつ市支部の新谷功でございます。新庁舎の議場における第201回定例会、第202回定例会、第203回定例会において、いずれも一般質問のトップ登壇の榮譽を与えてくださいました村中議長、中村正志副議長及び議員各位のご配慮に深く感謝を申し上げます。

一般質問トップ登壇を担うに当たり、その任の重さと強いプレッシャーを感じておる次第でございます。今後も我がふるさとむつ市の限らない発展を追い求め、市民の幸せのため全身全霊を傾け、私に与えられた任務を全うしなければならないと改めて心を引き締めている次第でございます。

さて、今世界では4年に1度開催されるサッカーのワールドカップ南アフリカ大会が開催されております。1次リーグE組の岡田監督率いるサムライニッポンは、フリー・ステイト競技場でカメルーンと対戦し、1対ゼロで下し、1次リーグの初戦を勝利で飾りました。日本代表選手は、開会前の試合で1勝もできないまま本戦に臨んだのであります。だれもが日本の勝利はないものとあきらめておったことと思います。なぜなら、日本は世界ランキング45位、カメルーンは世界ランキング19位と格上の相手だったからであります。しかし、日本代表選手団は、開会前の試合がうそのようなはつらつとしたプレーが攻守に見られ、格上のカメルーンから勝利をもぎ取ったのであります。

あす19日オランダ戦、24日はデンマークとの対戦になるわけですが、決勝トーナメントを目指し頑張してほしいものと心からエールを送り

たいと思います。

また、日本では夏の陣、つまり参議院選挙に向けて激しい攻防戦が繰り広げられようとしております。我が民主党も諸般の事情により鳩山総理、小沢幹事長の辞任を受け、菅内閣が6月8日正式に発足いたしました。菅直人首相は、就任の会見で強い経済、強い財政、強い社会保障を掲げて最小不幸社会の実現を目指す考えを表明いたしました。奇兵隊内閣、草の根政治、山口県宇部市出身の菅直人首相は、菅内閣を幕末の獅子、長州の高杉晋作がつくった奇兵隊になぞらえ、自らを庶民派宰相とアピールしたのであります。奇兵隊は、今さら語るまでもなく、武士や農民が身分を超えて集まり、倒幕で活躍した集団であります。菅氏は、高杉晋作は逃げるときも速いし、攻めるときも速い、日本の停滞を打ち破るには果敢に行動すると高らかに宣言し、高尚な船出をしたのであります。

昨年の8月に劇的な政権交代をなし遂げて以来8カ月余、今度こそ初心に立ち返り、新しい政治を国民に示してほしいと願うのであります。私は、そのことは可能であると確信するものであります。

参議院選挙の日程もほぼ確定したようであります。6月24日公示、7月11日投開票であります。圧倒的な勝利をおさめ、新しい政治スタイルで日本を導いてほしいと強く強く願うものであります。

さて、むつ市議会第204回定例会に当たり、当市の諸問題について通告の順に従いましてお伺いいたしたいと存じます。市長におかれましては、よろしくご答弁をくださるようお願いいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。私は、このことについて、さきのむつ市議会第196回定例会においても一般質問させて

いただきました。宮下市長は、平成19年7月15日執行のむつ市長選挙に立候補し、見事初当選を飾り今日に至っておりますことはご案内のとおりでございます。市長は、立候補に当たり7つの公約を掲げ、その実現達成のため日夜奮励、努力をいたしていることは、私のみでなく議員各位、職員の諸君、また多くの市民の皆様が注目し、関心を持っておるところでございます。

公約の1点目として「まちづくりの主役は市民」、2点目として「最少の経費で最大の効果を」、3点目として「こどもは地域のたからもの」、4点目として「むつ市のうまいは日本一」、5点目として「大切なのは地域のきずな」、6点目として「安心して暮らせる毎日が基本」、7点目として「公共事業は地域の“いしずえ”」を挙げられ、むつ市を日本のむつ市、いや世界のむつ市と変貌させていこう、そのために職員の意識改革が必要だと強い強いメッセージを発したわけでございます。

むつ市議会第142回臨時会の市長就任あいさつ、そして平成20年1月4日のむつ商工会議所主催による新年祝賀会での市長年頭あいさつ、さらには平成20年2月29日のむつ市議会第195回定例会における市長施政方針、臨時会では市政運営基本方針として3点を取り上げ、熱い思いで胸のうちを語り、とても格調高い就任のごあいさつでありました。高揚感と使命感を持って、力強く宣言されたのであります。市民の多くの皆様方に将来に対する強い希望を抱かせ、与え、やる気を起こさせようと鼓舞したのであります。市長は、私も頑張りますから、市民の皆様方も頑張ってください、また職員にはこれまでの意識を改革し、職務に精励してほしい旨を述べられたわけでございます。議場にいる私一人のみならず、全議員はその意気込みに熱い感動を覚えたのであります。

そこでお伺いをいたしたいと存じます。市長就

任時にお示した7つの公約について、その成果、問題点、また今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目として、任期1年余となりました現在、何か新しい施策、取り組みたい課題等を考えておられましたらお示ししていただきたいと存じます。このことについては、中村正志副議長初め数名の同僚議員の皆様方も一般質問を考えておられるようでございますので、そのことを踏まえ再質問をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についてお伺いいたします。この件につきましては、私はさきのむつ市議会第201回定例会において一般質問をしているのであります。この事件は、平成20年3月18日、1通の匿名の投書が市役所に郵送されたことが事件の発端となったことはご承知のとおりであります。その内容は、脇野沢赤坂地区の旧脇野沢村村有地に長年にわたり解体家屋の建築廃材などが不法に、しかも大量に投棄されてきたというまことに衝撃的な内容でありました。早速市当局が調査に乗り出したところ、一般廃棄物及び産業廃棄物が市所有地でありますむつ市脇野沢赤坂55番地へ不適正に投棄されていたことは、ほぼ間違いのないものと判明したのであります。平成4年ごろから平成16年ごろまでにかけての不法投棄だということで、その事実を知ったとき、私は唾然としたものであります。何よりもコンプライアンス、つまり法令を遵守しなければならない行政がこのような事件を12年間という長きにわたって違法行為を繰り返してきたということはまことに言語道断の行為であり、ダイオキシン等環境問題を考えますと、人体に与える影響ははかり知れないものがあるかと思うのであります。しかし、この件に関しての民事、刑事上の責任は、法の訴追期限が消滅したということで不問にされよ

うとしているのであります。まことに解せないことと言わざるを得ません。

私は、このたびのような事件が再び起きることがあってはならないという強い思いから、この不法投棄問題を取り上げた次第でございます。決して風化させてはならないと思うのであります。

この件に関しましては、当時の担当職員が村長に対し、違法行為であるという再三再四にわたってやめるようにと進言したのにもかかわらず、そのことに耳をかさず、またその声を無視し、違法行為を繰り返し続けたと伺っております。違法行為と認識しておりながら決裁した当時の村長の責任は、非常に重いものがあるかと思存じます。

私は、このようなことはごみの不法投棄のみならず、行政においても同僚職員に違法行為、また不適切な事例があったとしても、それをとめる、そのことを言えない風潮があるのではないかと思うのであります。お互いにお互いを見て見ぬ振りをし、繕い、いわゆる村社会を形成しているのではないかと思うのであります。このような事実があったとしたならば、まことにゆゆしい問題だと言わざるを得ないのであります。

市長は、事あるごとにコンプライアンス、つまり法令遵守を職員に求めております。今後このような事例等が起きないように、いま一度注意を喚起すべきものとするのがいかなもののでしょうか。

脇野沢赤坂地区における不法投棄については、去る平成21年8月28日の行政報告によりますと、不法投棄現場内に貯留している浸透水の流出防止対策として、鋼矢板による遮水壁の構築及び雨水の浸透抑制対策として、シートにより不法投棄現場全体のキャッピング工事が発注され、入札が行われました。昨年11月30日をもって工事が完成され、今日に至っておる次第でございます。その後については、今定例会の初日の6月8日、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての行政報告が

なされました。そこで、次の4点についてお伺い
いたしたいと存じます。

1点目として、廃棄物の不法投棄量が6,200ト
ンないし9,000トンと推定されているが、その根
拠、また撤去費用が6億円以上と試算されてい
るが、その根拠、また撤去方法についてもお示し
いただきたいと、このように思うわけでござい
ます。

2点目として、去る6月8日の行政報告によ
れば、今後も調査地点において環境基準、また
は排水基準について継続して調査を行う旨の報
告がありました。いつまで調査を行うつもりなの
か。また、調査を継続しなければならない理由
をお示しいただきたいと思っております。

3点目として、現在までの調査等に要した費
用についてお示しいただきたいと思いたす。

4点目として、今後の撤去計画のスケジュール
をお示しいただきたいと思いたす。

以上、4点についてお伺いいたします。市長に
おかれましては、よろしくご答弁くださるよう
お願い申し上げます。

さて、6月はジュンブライド、つまり6月の
花嫁と直訳されております。6月に結婚した花
嫁は幸せになるという、もともとはヨーロッパ
からの伝承で、その由来には諸説がございま
す。ヨーロッパの6月は1年じゅうで最も雨が
少なく、よい天気が続く、加えて復活祭も行
われることから、ヨーロッパ全体が祝福ム
ードであふれ、6月の花嫁は幸せになれる
という説から発せられております。むつ市に
おきましては、市民の皆さんが待ちに待った
ムチュラン1世がマダム・ムチュリーと結
婚することになりました。まことに喜ばしく、
ほほ笑ましいことでもあります。市長は、2
人の仲人となるのでしょうか、それとも親
御さんになるのでしょうか。

あるお母さんが話しておりました。子供が
保育園から帰ってきたら、「ムチュランが結
婚するん

だって。結婚式もするんだって。いつやるの
かな。結婚式に行きたいから聞いてきてち
ょうだいね」と言われたと笑いながら話
しておりました。「本当にムチュランはど
こへ行っても子供たちの人気者で、すぐ
子供たちに囲まれているからね」、「本
当に結婚式やるなら、広い屋根のある場
所がいいな。例えば克雪ドームとかホテ
ルとかでやって、市内の保育園児や幼
稚園児を招待してほしいな」という話
題で持ち切りだと言っておりました。市
長も結婚式を開催したい旨をさきの東
奥日報、デーリー東北等にコメントを
載せておりましたが、このことも心にと
どめ、市長が標榜する「こどもは地域
のたからもの」、子供たちに大きな夢
を与えてほしいと思いたす。

そして、ムチュラン1世とマダム・ム
チュリーは、夫婦で手を携えてむつ市
をもっともっと盛り上げてほしいと、
このように思うわけでござい
ます。そして、来年はかわいい2世の
誕生を願いつつ、私の壇上からの質
問を終わらせていただきま
す。ご清聴ありがとうございました。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員のご
質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についての1
点目、市長選挙時の7つの公約につ
いて、その成果、問題点、今後の取
り組みについてのご質問であります。

平成19年7月の市長選挙におい
て、私は新たな未来へ挑戦という大
きなテーマのもと、「まちづくりの主
役は市民」、「こどもは地域のたか
らもの」、「むつ市のうまいは日
本一」など7つの公約を掲げさせて
いただきましたが、それに多くの
市民の皆様からの負託をいただき、
現在この職についております。こ
のような意味から、私はこれらの
公約については、その実現のため
に皆様方のご協力をいただきなが
ら、この3年間、日々力を

注いでまいった次第であります。

7つの公約についての成果等の主なものにつきましては、まず「まちづくりの主役は市民」では、出前講座や市のホームページの充実等により市からの情報提供に積極的に努めるとともに、おでかけ市長室や市長への手紙という手法により市民からのご意見等を酌み上げることにより努力しておりますが、今年度から5年間の計画期間で進められる第5次行政改革においても、まちづくり理念の検討という重点項目の中で、市民協働、参画の推進と行政の役割の明確化についてさらなる検討を進めてまいることとしております。

また、ことし3月に取りまとめたむつ市都市計画マスタープランは、6回のワークショップを行い、市民の皆様からのご意見をいただきながら策定したものであります。今後においても、各種の計画を立てる際はワークショップの開催やパブリックコメント等を積極的に取り入れるなどにより、皆様方のご意見を市政に反映させてまいりたいと考えております。

次に、「こどもは地域のたからもの」では、妊婦健診の充実や子育て支援対策としてのファミリーサポートセンター事業の開始など、子育てに優しいまちを目指すとともに、小中一貫教育の推進や教育環境の整備充実に取り組んでまいりましたが、今年度はむつ市子ども夢育成基金の創設と、その基金活用による中学生夢をはぐくむ体験入学事業や、基金の活用事業ではありませんが、小学生を対象とした有名スポーツ選手等との触れ合いの場をつくるこころのプロジェクト「夢の教室」開催事業の実施など、地域づくりは教育からという思いで、将来のむつ市を背負って立つ子供たちに夢や希望を持ってもらえるような事業に取り組んでおります。これらの施策が結果として大きく花を開かせるのは、少し先のこととなりますが、その熟成に期待しているところであります。

「安心して暮らせる毎日が基本」では、雇用機会の創出につながる施策に重点を置いて取り組んでおりますが、特に産業政策課を創設し、一昨年度下北・むつ市経済産業会議、昨年度は下北・むつ市企業連携協議会を立ち上げたところであり、地域の特徴的な業種としてのエネルギー関連事業等への参入促進を図るためのマッチングフェアの開催や資格取得のための講習会の開催支援を行うなど、産業の掘り起こしと雇用の創出に引き続き取り組んでまいります。

また、高齢化がますます進展する中で、いわゆる交通弱者と言われる老人や障害者の方々の移動には欠かせない公共交通については、新たな交通体系も含めた利便性の高い公共交通のあり方などについて検討しているところであります。今後におきましても、バリアフリー化の促進、シルバー世代の社会参加の促進、交通安全対策や消防防災体制の整備など、市民の皆様が安心して暮らせる安全で豊かなまちづくりを目指して各種施策を展開してまいりたいと考えております。

「むつ市のうまいは日本一」では、ムッシュ・ムチュラン1世の力もかりながら、元気むつ市応援隊を立ち上げるなど、農林水産物等の消費拡大、販売促進に向けた事業の推進に努めております。今年度は、新規に地域ポータルサイト、まちづくりサイトてっぺん下北を立ち上げ、むつ市の情報を広く全国に発信することで地元産品の消費拡大による産業の活性化をさらに図ってまいります。

また、下北観光協議会の事業ではありますが、「ぐるりんしもきた観光ルートバス」や事業者の企画事業であります駅から観タクンの運行など、ことし12月の東北新幹線全線開業を視野に入れた官民挙げての観光振興策にも力を入れておりますが、当市を初めとした下北地域は、食資源と観光資源はどこにも引けをとらない十分な魅力を持っており、アクセスには多少の不便があるものの、

これも逆手にとって、ゆっくりと流れる時間や、いやしなどとの融合を図り、より輝きのある資源として磨いていきたいと考えているところであります。

さらには、地場製品の販売をしている関係団体を対象とした商品開発、マーケティングセミナーなども開催し、新商品開発の糸口をつかんでもらう事業も予定しております。

「最少の経費で最大の効果を」では、財政の健全化が大きな命題として立ちはだかっておりましたが、市民の皆様のご理解、ご協力のもとに、赤字解消計画の着実な進捗が図られ、来年度決算においての赤字からの脱却というシナリオが射程内に入ってきております。今後においても、気を緩めることなく、歳入確保や経費節減等に努め、赤字解消計画の達成を確実なものとしてまいりたいと考えております。

また、地方分権、地域主権の推進と相まって、また住民意識が多様化する中で、増大する行政サービスに対応していくためには職員の資質向上は欠かすことのできない要素であり、研修等を通じての人材育成や政策形成、経営管理といった行政運営体制の整備についても第5次行政改革に沿って検討してまいります。

「大切なのは地域のきずな」では、心が通い合う地域社会の形成を目指して、各町内会等が実施するコミュニティー活動に対する助成とともに、むつ市町会集会所設置等補助金交付要綱の見直しにより、町内会活動の拠点となる集会施設に対する補助を強化しております。

また、旧大湊水源地水道施設が国の重要文化財として指定を受けたことから、その保存活用について地域の連携力、市民協働のもと検討を進めていくこととしております。

「公共事業は地域の“いしずえ”」では、市民並びに議員各位のご理解ご協力をいただきながら

ら、念願でありました市庁舎の移転事業を無事に終えたところであり、今後も利用者である市民の皆様からのお声に耳を傾けながら、より利用しやすい市庁舎にしていきたいと思いますところであります。

また、第三田名部小学校及び第一川内小学校の建設、大畑消防署の建設といった教育、消防防災施設の整備や漁港の整備のほか、各地区の道路整備や側溝整備など、生活に密着した必要な公共事業には力を抜くことなく取り組んでおります。中央においては、コンクリートから人へというキャッチフレーズが聞かれておりますが、私たちの地域においては、地域の基盤整備のため、公共工事は今後においても必要不可欠なものであると認識しております。

以上、7つの公約について、その取り組みの主なものを述べてまいりましたが、これらの施策が1つだけの公約に関係しているのではなく、2つあるいは3つの公約に複合的に絡んでいるものもあるということ、またもちろん市の最上位計画である長期総合計画とも整合するものであることは言うまでもありません。

また、形としてすぐに見えるものとそうでないもの、すなわち幾つかの施策の積み重ねやある程度の期間を経て、初めてその成果があらわれるものなどがあります。いずれにいたしましても、私がお約束したこれらの公約について、さまざまな施策、事業を推し進めてきたわけでありますが、市民の皆様方にはある程度の評価をいただけるのではないかと考えております。

残された1年余りの任期においては、力を緩めることなく、さらに歩を進めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、2点目の何か新しい取り組みを考えていないかのご質問であります。現在の7つの公

約について、今はその完成度を上げることに
ついて全力を傾けている状況であります。今後
においても、その公約に込められた理念を具
現化する新たな政策もあろうかとは思いま
すが、今は残された任期において市民の皆
様とお約束した公約について精いっぱい
の努力をしていくこととしておりますので
、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目の脇野沢赤坂地区にお
ける不法投棄についてのご質問にお答え
いたします。まず、廃棄物の不法投棄量、
撤去費用及び撤去方法についてのご質問
でございますが、不法投棄廃棄物の量に
つきましては、平成20年6月のむつ市議
会第196回定例会の行政報告の中で関係
資料などから約9,000トンと推定し、お
話しいたしましたが、その後関係者から
の聞き取りにより、野焼きをしており減
量されているということから、約6,200
トンに減量となったことを報告してあり
ます。その後の脇野沢赤坂地区不法投棄
事案に係る調査検討業務の報告書によ
り、実際にはほとんど焼却されておらず
、原形をとどめている状況が試掘調査の
結果判明し、ごみ質組成調査、ボーリン
グ調査、測量調査等の結果としまして、
廃棄物量は約1万2,000トンと報告さ
れております。

また、6億円以上と試算されている根拠
と撤去方法についてのご質問にお答え
いたします。むつ市議会第199回定例会
の行政報告の中で、搬出撤去工法、分
別搬出撤去工法及び現位置安定化工法の
3つの工法が示されたことは議員ご承知
のことと存じます。市といたしましては
、リスク要因、住民の安心安全、またト
ータルコスト経済性を考慮し、分別搬出
撤去工法が最も合理的な工法と考えて
示したのが概算事業費6億2,000万円
でございます。

費用面についての詳細につきましては、
担当部長から説明をいたします。

次に、今後も水質調査をいつまで行
うのか、ま

た継続しなければならない理由につ
いてのご質問にお答えいたします。この
環境調査につきましては、青森県より
周辺環境のモニタリングの強化と定期
的報告を求められておりますことや、
浸透水対策として遮水工事やキャピ
ングを実施しておりますが、当該地内
にはダイオキシンが検出されてあり
ますことから、この環境調査は不法
投棄された廃棄物を撤去し、現場周
辺の生活環境の安全が確認できるま
で定期的に続けていく予定であり
ますので、ご理解を賜りたいと存
じます。

次に、現在まで調査した費用につ
いてのご質問につきましては、担当部
長から説明いたします。

次に、撤去計画のスケジュールにつ
いてのご質問にお答えいたします。コ
ンサルタントより提出されました
実施設計の成果品を踏まえまして、
廃棄物の選別や水処理施設の規模
など、設計書及び仕様書を検討して
経費削減を図るとともに、多額の財
政負担となりますので、市の財政運
営を見きわめながら進めていきたく
と考えております。現時点では、撤
去計画スケジュールまで調整でき
ておりませんので、ご理解を賜り
たいと存じます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 撤去費用
が6億円以上と試算されている根拠
、また撤去方法について市長答弁
に補足説明させていただきます。

分別搬出撤去工法によるトータル
コスト、内訳でございますが、概算
事業費として4億7,700万円、そ
れに加えまして、市の最終処分場を
使用し、廃棄物を処分した場合は
最終処分場の残余容量が減少する
こととなりますので、それに相当す
る分の最終処分場を建設すること
を見込んでの経費が1億4,500
万円となり、合わせまして6億2,
000万円というものになります。
ただし、市では新たに最終処分場
を建設する予定はございません
ので、概算事業費としては既に
実施済みであります遮水工事費用
5,800万円を4億7,700万円から

差し引きまして4億1,900万円となっております。その内容といたしましては、水処理施設費用、廃棄物撤去工事費用、残土及び覆土処理費用などとなっております。今後は実施設計の成果品を検討し、経費圧縮を図りたいと考えております。

次に、現在まで調査等に要した費用について市長答弁に補足説明させていただきます。平成20年度は6件で約1,551万円、平成21年度は8件で6,737万円、合計14件で約8,288万円でございます。主なものとしては、脇野沢赤坂地区不法投棄事案に係る調査検討業務で約1,091万円、遮水工事、キャッピング工事の浸透水対策関連で約5,474万円、赤坂地区不法投棄現場廃棄物撤去事業実施設計業務で約473万円、水質環境調査関連で約768万円、またその他旧最終処分場の調査や現処分場の残余容量調査などで480万円となっております。以上がこれまでの脇野沢地区不法投棄関連に費やした経費となっております。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（新谷 功） ご答弁ありがとうございます。

市長の7つの公約なのですけれども、今の答弁によりますと、市長はそれなりに、1点目の「まちづくりの主役は市民」であると、全く市長はこの1点目ばかりでなく、この7点にわたって本当にいろんな努力をされてきていると、私はそのように思っております。「こどもは地域のたからもの」、この間の6月13日の斗南藩140年祭において、むつ市の小学生が会津若松市に赴いて、会津藩調査隊というものも催されておって、その報告を聞いて私は大変よかったなど。これも市長のそういう物事の考え方から、あるいは会津若松市との140年という長い歴史を今後も築いていきたいと、そのためにそのことを子供にも伝えていきたいという思いがこういう発想になっているのではないかなと、このように思っておるわけでございます。

また、先ほど壇上からもご紹介いたしました、東奥日報、デーリー東北のムチュラン1世の結婚、いいお嫁さんが見つかったと。まことにこれはほほ笑ましく、市長、これはお母さん方が本当に喜んで、ぜひとも結婚式を行ってほしいと、このようにおっしゃっていただきましたので、どうぞ市長のそのような感性でもって、ぜひとも実現するように。そしてその暁には、保育園の子供、それから幼稚園の子供等をご招待して、そしてみんなでその結婚式を祝福してあげたいなど、このように私自身もそう思っていますので、ぜひともこの計画を具現化していただきたいなど、このように思っておるわけでございます。

いずれにしても、たくさんこれありましようけれども、今市長はとにかく何か新しい施策を考えているかと、こういったところも、おかたく、私はこの7つの公約を、とりあえずこれを実現するために全力を傾けていると、このようなご答弁でございましたので、私はそれで結構だと、このように思うわけでございます。

いずれにしても市長、昨年は市制施行50周年、合併5周年というわけで、1年じゅう多くのイベントを繰り返してまいりました。職員の皆様方には本当にご苦労さんと言いたいくらい、もう日祭日等も出勤していただいて、この催し物を本当に盛り上げてくれたなど、ありがたいなど、こう思っております。このことが市長、本当に市民に大きな力を与えているのです。私は先ほど壇上から市長の言葉を引用して、市民に鼓舞していると。全くこのご時世にあってもむつ市民は元気なのです、市長。私は、これ昨年の一般質問でも述べましたけれども、今でもその思いを持っております。是が非でもこういう雰囲気は継続して、むつ市民を元気づけていただきたいと。そして、そのきわめつけがムチュランの結婚式です。重ねてお願い申し上げますけれども、市長が仲人して、来年に

なってまた2世が誕生したら、今度名づけ親になって、そして盛り上げて行ってほしいと、このように思っておるわけです。

市長は、むつ市は日本のむつ市と、このように述べておりました。しかし、市長、市長はむつ市の市長でなくなっているのではないかなと、私はこのように思っておるわけでございます。何でそれを言うかといえば、市長は5月26日から6月3日まで国際会議に出席しておるわけでございます。今広報紙を見ているけれども、まさしく市長、おいしいものも日本一を目指し、今度はむつ市長宮下順一郎は、日本の宮下順一郎と、そういう意気込みで頑張っていてほしいと思うのです。私は、杉山前市長に、「あなたは衆議院議員の国政選挙に出るべきだ」と、こうやって私は質問した経緯があるのです。そのとき杉山肅前市長は、選挙というのは、地盤、看板、かばんだと、どうも私はそのかばんがちょっとあれだと、こういう発言をされたのを今思い出しておるけれども、どうぞ市長、むつ市の市長でなく、国際舞台に躍り出た市長でございますので、どうぞ将来的にはこれを念頭に置いてほしいと、私はこの場をかりて強く要望しておきたいと思っております。いずれにしても市長の施策は、まずほとんど70%、あと1年残すけれども、70%はそのようにいっているのではないかなと。

市長はいろんな感性の持ち主です、私はそう思っています。遠島教育長も同じ教育者であるから、こどもは地域のたからものだと、こう言っていますので、お互いに市長と連携して、遠島教育長、よろしく願います。

そこで、市長、本当にことしもいろんなことで、市長、あなたはすごくラッキーな人なのです。というのは、市長選挙のときしかり、それから市制施行50周年、合併5周年、むつ市にとっては大きな事業、本庁舎移転、いろんな事業を、本当にこ

れは人徳です、あなたの。ことしは、またこの節目の斗南藩の140年祭、それから東北新幹線全線開業、下北駅の開業、私はこれに結びつきたいのですけれども、そういういろんな施策が市長に大きな風、温かい風が吹いていると、こう思っておるわけでございます。ですから、そういうことで、あと残された期間、今まで以上にまた頑張らなければならぬと思いますけれども、何をおいても本当に体には十分気をつけていただきたいと、このように思うわけでございます。

次の脇野沢の不法投棄問題なのですけれども、実は市長、この不法投棄の推定量、今聞けば、これはいろんな事情で推定量は変わらぬと思うのです。ひそかに昨年暮れあたりから、推定量が3万トン以上あるなんて、こういうことが私の耳に入ってきているのです。これはあくまでもうわさの段階ですから、これはどうかかわからないけれども、この不法投棄問題に関しては、今までは我が議会であれば、村中議長は匿名の投書があった場合は、これは披露しないのですよね。実名で来たときは、我々にそのコピーを渡してご案内するけれども、そのとき匿名の投書が市役所に来たと。これいち早くこれすぐ調査に入ったのです。いや、私何も調査に入ったのが悪いというわけではない。こういう姿勢が必要だとは思っただけけれども、まことしやかに3万トンの話が聞こえてきて、これは市長の耳に入っているかどうか、これはお聞きしたいのですけれども。そういう話で入ってきている。

いずれ市長、この間の行政報告によれば、すべての環境調査、あるいは今の水質検査とも、クリアしたやの行政報告であるのではないかなと。これ解釈、あれ事務方が書いたのだけれども、なかなか複雑に書いている。わかったようでわからない。だから私はこれはいつまで、そうであれば、これはその調査の必要があるのですかと、その必

要があるとすれば、いつまでにやるのですかと、
こういう質問を出したわけですけれども、その辺
いかがなものでしょうか。私はそういうふうに解
釈したのですけれども、その点についてお伺い
したいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、この廃棄物量の件な
のですけれども、現時点ではごみの試掘調査の結
果、ごみ質の組成調査とかポーリング調査、測量
調査、こういうふうな結果を総合いたしますと、
約1万2,000トンというふうな報告のみでありま
して、新谷功議員3万トンというふうなうわさ、
私には届いておりません。あくまでも現時点では
1万2,000トンと、さまざまな調査の状況の中
ではそういうふうに判断しているところでありま
す。

さらに、いつまで、新谷功議員の心の底には、
もうそんなに、環境が安定しているのだからとい
うふうな思いがあらうかと思えます。しかしなが
ら、行政がこれまで取り組んできた、そういう不
適切な処理というふうなものは、責任を持ってこ
れは法令遵守をしなければいけない、そういうふ
うなものもしっかりと我々はこの立場の中で示し
ていかなければいけない。その中では県からも周
辺環境のモニタリング強化、それから定期的な報
告、こういうふうなものも求められておりますし、
さまざまな形で、またこれまでの経緯の中で、バ
ックホーというのですか、掘ったところのそれに
貯留した水、その中にダイオキシンが判明したと
いうふうなこと。さまざまなやはり環境というふ
うなものは、天気の状態もあります。そういうふ
うなことで、しっかりとこれはキャッピングをし
て、囲い込みはしておりますけれども、その部分
を住民の皆様方にしっかりと伝えていく、そのた
めにはしっかりした調査をしていかなければいけ
ない、継続していかなければいけないと、そうい

うふうなスタンスでありますので、ご理解をいた
だきたい、このように思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ただいまの市長答弁に補
足説明させていただきます。

先ほど新谷功議員から3万トンというお話が出
たと思うのですけれども、この部分については、
むつ市議会第199回定例会の中で当時の担当部長
が、その量についてお答えしてございます。今市
長が答弁したとおり1万2,000トン、これは間違
いございません。ただし、その3万トンという数
字のところにこだわるとすれば、実際の容量は間
隙率補正体積、すなわち容量といえますか、中
に入っているごみがすき間だらけに入っています
ので、その意味での3万立方メートル、要は容量、
体積といえますか、その部分での答弁をさせて
いただいておりますので、その数字はそこがちょ
っとうわさでトンという形に変わったのかなと思
います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（新谷 功） ご答弁ありがとうございます。
市長におかれては、あと残された期間も1年
ちょっとと、この期間、それぞれ7つの公約達成
のために精励していただきたいと。ただし、御身
には十分気をつけていただきたいと。本当に市長
の公務日程等を見れば、大変な激務だなど、この
ように思っております。ぜひともそういう点でお
体に気をつけて、むつ市のためになお一層頑張
っていただきたいと、このように申し上げまして、
私の質問を終わらせていただきます。ありがとう
ございました。

○議長（村中徹也） ただいまの一般質問の中で、
議長は怪文書を公表しないとの発言がございま
したが、誤解を招くおそれがありますので、新谷功
議員に念のため注意いたします。

出所不明、いわゆる怪文書類は公表しないと代

表者会議で全会一致で決まっておりますので、議長は議員の総意に従っているまでであります。念のため注意をしておきます。

これで、新谷功議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 0 分 休憩

午前 1 1 時 1 1 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長（村中徹也） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） むつ市議会第204回定例会に当たり、日本共産党横垣成年が一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁よろしくお願いをいたします。

さて、今月2日に鳩山首相が退陣をいたしました。退陣表明で鳩山さんは、国民が徐々に聞く耳を持たなくなってきてしまったと述べました。私は、大変おもしろい表現であり、鳩山さんの人間性がよくわかる表現だと思いました。

鳩山さんは、普天間基地問題では、日米安保条約を初めとする日米の関係のあり方や普天間基地による沖縄県民の苦しみなどを今まで深く考えてこなかったために、迷走に迷走を重ね、最後には逆走し、辺野古先地区及びこれに隣接する水域とする自民、公明政権時代の2006年の米軍再編合意以上に危険な方向さえ打ち出した日米合意を先月28日に発表いたしました。公約を守ってくれると信じて民主党を支持したのが国民であります。公約を守らない民主党の話が国民が聞かなくなるのは当たり前の話であります。しかしながら、鳩山

さんは総理大臣という立場での言動の重み、公約を守らない軽率な言動の無責任さを自覚することなく、私を国民が理解してくれないと途方に暮れ、涙まで流し嘆いて総理を辞任いたしました。まるで鳩山さん自身が悲劇の主人公になったかのようにテレビには映りました。本当の姿だったのでしょうか、演技だったのでしょうか。言行不一致の人間は、個人と個人の関係でも、職場でも、地域社会でもどんどん信頼を失います。言行不一致の政治家は多くの国民を不幸に陥れます。公約を守る、言行一致に努力する政治家を一人でも多く誕生させること、これが日本の停滞した社会を打開する最大の処方せんであります。

鳩山さんにかわる菅首相は、菅内閣が何をするのか、何をやれるのか、どういう問題があるのかを明らかにしないまま参議院選挙を乗り切る手法をとりました。菅内閣と国民との短期間の駆け引きが始まりました。参議院選挙が楽しみであります。

質問の第1点目、男女共同参画についてであります。日本は、1985年6月25日、女性差別撤廃条約を批准し、同年7月25日、同条約は発効いたしました。条約を批准すると、批准国は条約の実施について国連に報告する義務も発生いたします。この間日本は、6回女性差別撤廃委員会へ報告を提出いたしました。第6回報告に対し、2009年8月7日に国連の女性差別撤廃委員会からの見解が出ました。その見解を受け、政府は第3次男女共同参画基本計画をつくろうとしております。それは、どのような点に力点を置いた内容になっているのか。また、男女共同参画という点でむつ市はどのような現状にあるのか。また、むつ市は男女共同参画推進基本計画「むつみあいプラン」を作成しました。同計画は、2003年度からの10年計画となっております。計画の実施状況と第3次男女共同参画基本計画が決定される予定もあわせ、むつ

市の男女共同参画を今後どのようなものにしていくのかお聞きいたします。

質問の2点目であります。一般競争入札実施についてであります。青森市の談合が発覚するなど、市民はより公正、公平、透明な入札を求めています。県内では八戸市が一般競争入札を初めて導入し、2007年には弘前市、黒石市、三沢市、平川市、2008年には五所川原市と続き、昨年11月から青森市が導入することとなり、県内10市の中で一般競争入札を導入していないのはむつ市のみとなりました。むつ市も一般競争入札を導入し、市民に疑いを持たれない行政を進めるべきと思います。が、お聞きいたします。

質問の第3点目、むつ市の口蹄疫対策についてであります。日本での口蹄疫の歴史ですが、1899年に茨城県で発生し、1902年まで東京、京都ほか5県で3,459頭の牛が感染しました。1908年には東京都、神奈川県、兵庫県、新潟県で522頭が感染しました。その後92年ぶりの2000年に宮崎県と北海道で740頭が感染し、6月には終息しました。そして、4月からの皆さんもご存じのような宮崎県の大発生であります。今月15日までの殺処分対象は27万5,768頭に上りました。むつ市にも牛や豚を飼っている方がおります。むつ市は感染することはなく安全なのであるでしょうか。北海道の北渡島地区では、早速地元町長らが対策本部を設置し、口蹄疫の侵入防止対策を実施しております。むつ市の対策はどのようになっているのかお聞きいたします。

質問の第4点目、難聴者用磁気ループについてであります。難聴者の方は、補聴器を利用しておりますが、補聴器は周囲の音をすべて拾うため、騒音の激しいところではマイクを使って話す人の声もよく聞くことができません。磁気ループが設置されている施設や街頭では補聴器のつまみを低に合わせることによって目的の音声だけを聞き取

ることができます。むつ市で磁気ループが設置されている施設はどこなのであるでしょうか。また、今後設置する考えはないものかどうかお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

男女共同参画についての質問の1点目、第3次男女共同参画基本計画についてであります。政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法に基づき、これまで平成12年及び平成17年と2回の男女共同参画基本計画を策定しておりますが、現在平成22年中をめどに新たな基本計画の策定が予定されているところであります。ことし4月には、政府の男女共同参画会議により第3次男女共同参画基本計画策定に向けて取りまとめた中間整理が示されております。この中間整理によりますと、新たな男女共同参画基本計画の基本的な考え方として、目指すべき社会は固定的な性別役割分担意識を解消した男女平等の社会、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会としております。

計画策定に当たっては、男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えてしまったことで、あらゆる立場の人々にとって必要だという認識が広まらなかったことなど、基本法施行後10年間の反省のうえに立って策定に当たっているほか、人口減少社会の到来や経済的閉塞感の高まりなど、最近の社会情勢についての認識を確認したうえで実効性のあるものとするため、数値目標やスケジュールを明確に設定したうえで定期的なフォ

ローアップを行うこと、また女子差別撤廃委員会の最終見解等国際的な規範、基準の取り入れによる国際的協調などを留意点としております。

また、改めて強調すべき視点として、男性、子供にとっての男女共同参画、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進など具体的な取り組み内容が示されており、今後閣議決定を経て定められる予定にあります。

次に、ご質問の2点目、男女共同のむつ市の状況と3点目の「むつみあいプラン」の実施状況と、市の男女共同参画の今後につきましては、一括してお答えいたします。

地域社会の啓蒙といった点では、一定の浸透が図られていると思われるものの、伝統的な価値観や社会慣行が見えない壁となって、男女共同参画社会の実現を阻んでいる状況にあることは、本市においてもわかりであろうと思っております。市では、平成14年度に市内の各団体等から推薦を受けた方々で構成するむつ市男女共同参画推進懇話会を設置し、男女共同参画社会の実現を目指し、基本的な方向を明らかにするためのむつ市男女共同参画推進基本計画「むつみあいプラン」を策定しております。計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間としておりますが、これまで懇話会については年4回程度の開催を継続し、地域社会における共同参画意識の啓蒙を図ってきたほか、県のご協力をいただきながら、オープンカレッジinむつを毎年開催し、女性の就職等社会参加の際の考え方や行動のあり方など、男女共同参画に関してのさまざまな視点からの講演会を行ってきております。

男女共同参画という意識の醸成については、一朝一夕にできるものではなく、息の長い取り組みが必要となりますが、懇話会を主体とした男女共同参画に対する取り組み方につきましても、市の

基本計画の見直しに合わせて検討していく考えにあります。

また、市の男女共同参画の今後につきましては、これまでの経緯と今後公表される国の第3次基本計画の内容を踏まえ、新たなむつ市男女共同参画推進に係る計画について、より実効性のあるものとなるよう検討していく考えにありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、入札制度についてのご質問にお答えいたします。横垣議員ご指摘のとおり、一般競争入札は透明性にすぐれ、発注者の裁量の余地が少ない客観性の高い方式と言われております。しかしながら、その反面で施工能力の劣る業者や不誠実な業者を排除しにくく、入札参加者の質を確保することが困難であるという問題点も指摘されているところであります。また、不特定多数の広範な参加により市外、県外業者が受注した場合、本市における雇用機会や資材調達などの面で地域経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

一方、指名競争入札は、一般競争入札に比べ透明性という点では劣るものの、良質な業者を選定することにより、質の高い工事が確保され、さらに地元企業への発注により雇用機会の増大など、地域経済の活性化につながる制度であることから、本市におきましては、指名競争入札を採用してきたところであります。

また、入札におけるさらなる透明性の確保を図るため、昨年より総合評価落札方式による指名競争入札を試行的に導入しております。この制度は、国の公共工事の品質確保の促進に関する法律により推進している制度で、価格のほかに施工計画、工事実績、工事成績などを評価し、それらの評価と入札価格等を総合的に評価し、落札者を決定するもので、公平性、公正性、透明性がよりすぐれた制度であります。これらのことを踏まえ、今後

におきましては指名競争入札を基本としながら、総合評価落札方式による指名競争入札を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、酪農畜産行政についての口蹄疫対策についてであります。横垣議員もご承知のとおり、本年4月20日、宮崎県におきまして家畜伝染病であります口蹄疫が発生いたしました。我が国では明治41年と平成12年に発生しており、10年ぶりの発生であります。

本病の発生を予防するためには、この病原菌を牛舎や豚舎等の畜舎に絶対に入れない侵入防止が第一であり、未然に防ぐ唯一の方法であることから、市では今回の宮崎県における口蹄疫発生後、ただちにむつ家畜保健衛生所と協議し、各農家に対して予防の徹底を通知し、注意を呼びかけております。さらに、今後につきましては、6月25日号のむつ市政だよりに口蹄疫情報を掲載し、広く市民に対しお知らせするほか、今後の発生や終息状況を注視し、さらに蔓延が続くような場合には消毒剤等の配布を検討したいと考えているところであります。また、万が一県内において発生した場合には、全庁的な体制で臨むため、ただちにむつ市口蹄疫防疫対策本部を設置し、迅速に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

本病に対する宮崎県と本市とのかかわり等につきましては、担当部長より説明いたします。

次に、福祉行政についてのご質問ですが、これにつきましては保健福祉部長より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 酪農畜産行政についての口蹄疫対策について、市長答弁に補足説明させていただきます。

宮崎県における防疫対策にもかかわらず、その感染状況は連日報道されておりますとおり、非常

に強い感染力で広がり、去る6月4日、宮崎県えびの市からようやく終息宣言が出されたところでありますが、他の市町村につきましては、いまだ終息しておらず、新たな感染も発生している状況であります。

本病に対する情報の共有と対策の連携を図るため、青森県では5月25日、下北管内では6月2日に畜産関係機関や畜産団体等による口蹄疫対策の会議を開催し、病原菌の侵入防止について徹底指導していくこととし、むつ地区家畜衛生推進協議会及び下北支部獣医師会では、下北管内畜産農家に対して畜舎消毒のための消石灰を6月14日に配布いたしております。

宮崎県の肉牛の血統は非常にすぐれているため、当市内農家にも平成18年度から平成21年度にかけて33頭の繁殖雌牛が導入されておりますが、すべて口蹄疫発生前に導入したものであり、むつ家畜保健衛生所が検査を行いました。全頭とも陰性との結果が出ております。また、下北管内の他町村にも導入されておりますが、検査の結果はすべて陰性でありました。

この病気は、牛や豚といった偶蹄類の家畜に感染するもので、その病原体は口蹄疫ウイルスと呼ばれており、現在のところ有効な治療方法は見つかっていないことから、発症した場合には家畜伝染病予防法に基づき蔓延防止のため殺処分され、焼却処分または埋設処分することになります。また、本病は感染能力が非常に強く、患畜の呼吸、ふん便等から体外に排出され、接触や飛沫により容易に感染拡大し、さらに空気感染もすることから、ウイルスの付着した飼料、器具、衣類、車両等を介して感染が広がるものであります。

当市のこの口蹄疫に関係する家畜は、本年2月1日現在91戸の農家で牛3,176頭、豚2,761頭、そのほかにヤギ、イノシシ、イノブタ等が190頭、合計6,127頭飼養されていることから、感染に対

する警戒を強め、防疫に努めているところであります。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 横垣議員の福祉行政についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問のむつ市内で磁気ループが設置されている施設はどこかということではありますが、磁気ループとは聴覚障害者用の補聴器を補助する放送設備のことで、磁界を発生させるワイヤーを輪のようにはわせる仕組みであり、補聴器に直接音声を送り込むための機材であります。市内では、唯一第二田名部小学校の聾唖学級で磁気ループを設置しております。そのほか公共的な施設においては設置例がなく、市内では一般化していないのが現状であります。

また、県内においては青森県庁北棟、青森県立聾学校、青森県聴覚障害者情報センターなど数施設が設置しており、ほかの都道府県においても1施設に1式から20式設置しているなど、施設の種類、規模によって導入状況が異なっており、全国的には500から600の施設が設置しているようであります。

次に、今後設置する考えはないかということですが、難聴者の方にとっては、教室やホール等においてマイクの音声を磁気誘導アンプで電磁波に変換し、明瞭に聞き取ることが可能となり、公共施設には必要な設備であることは理解できますが、一方では補聴器にあるスイッチを切りかえる作業が伴うことから、通常の音声が入力されなくなる、あるいは自転車や自動車を運転中にも操作を必要とするといった欠点や危険性もあります。したがって、将来的にはどの施設に必要なのか、設置により難聴者の方々が有効に集い、そして活用されるのかといった福祉効果について、難聴者の方々のニーズを見定めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

す。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 再質問は、順不同になることをお許し願いたいと思います。

まず、一般競争入札について再質問させていただきます。今私が壇上でも言いましたけれども、県内10市の中で一般競争入札を導入していないのはこのむつ市だけということでもあります。私は、その背景には、今総務省のほうでなるべく一般競争入札をしろという指針を出して指導しております。平成19年2月23日に地方公共団体における入札契約適正化支援方策についてというのを総務省が発表いたしました。これを受けて多分県内の10市の中の9市は、これを受けて急いで対応したのかなというふうに思っております。市長、この地方公共団体における入札契約適正化支援方策、これについて若干紹介して、市長の考え方をお聞きしたいのですが、まずこれはどういう中身を書いているかというと、すべての地方公共団体においては一般競争入札を導入することということを総務省が、もうこれ発表しているわけです。一番最初にこのことを。そして、ただちに一般競争入札を導入することが困難な市町村においても、当面1年以内に取り組み方針を定め、一般競争入札導入に必要な条件整備を行い、速やかに実施することと、こういうふうに総務省が提言しているのです。市長、この総務省の提言についてどのようにお考えになるのか、まず最初お聞きしたいというふうに思います。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 入札制度のお尋ねについて答弁いたします。

横垣議員ご指摘のとおり、一般競争入札ということの推進ということにつきましては、これはもう従前からその推進方について求められてきておるところでございます。ただし、その当市の考え

方ということにつきましては、先ほど市長答弁いたしましたとおりでございます。

まず、地方公共団体の調達ということにつきましては、その競争性、透明性、経済性、そういうことで一般競争入札を原則としますということは、これはもう当然のことですけれども、余りにもその原則ということを貫くといいますと、その調達の準備に多くの作業、時間、あるいは地元企業が受注して地域経済に貢献するということが、一方ではこれはあるものですから、そういう影響が非常に強いということで、当市では先ほどお答え申し上げましたとおり、その指名競争入札というふうな方法を選択しておることでございます。

議員ご指摘のとおり、徐々に一般競争入札を導入している自治体がふえているという点につきましては、私どもも承知しておるところでございますけれども、私どもといたしましては、そういう点で現在は指名競争入札、これが一番ベストではないかというふうに考えておるところでございます。ただし、これが将来にわたって未来永劫ずっとこの方向でいくということでは決して考えてございません。我々も効率的な、いわゆる透明性のある公平、公正な入札制度というものは常に研究いたしまして、今後とも研さんに努めてまいりたいという考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 今後ともこの指名競争入札にこだわるわけではないという、そういう答弁もつけ加えてもらったのでありますが、まさに私はそこを聞きたいところでもあったのです。なぜこの一般競争入札にみんなが移行しているか、また国のほうでもそれを推進しているかというのは、特に私が言うまでもなく、やっぱりいろんな疑いが持たれるという結果としてそういうところに行き

着くから国のほうでもこれを進めている。それこそ市長としては、国がこうなさいと進めているのを率先した形で取り上げるという姿勢はやっぱり必要なのではないかなと。まず地域経済云々別にして、国のほうでこういう指導をしている、この指導について、まず最初、市長はこの点についてどういうふうに思うのでしょうか。総務省がいろんな問題を抱えている指名競争入札、そういうのをやめて、やっぱり一般競争入札に移しなさいというふうな、こういう指導をしている背景というのを市長はどういうふうに考え、また市長はこれをどういうふうに受けとめようとしているのか、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国の方針、また国からの通達、そういうふうなものに、これに従うべきだというふうなご発言でございます。これまでの長いおつき合いの中で、横垣議員からそういうふうなお話をお聞きしたのは、ちょっと意外な部分があった。そういうふうな意味で、ちょっと意外な部分がありましたけれども、それはそれとして、先ほど壇上でお話をいたしましたように、一般競争入札は透明性にすぐれている、そしてまた発注者の裁量の余地が少ないと、客観性の高い方式と、こういうふうなことは認識をしております。しかしながら、一方ではそのことによって、一般競争入札のことによって非常に施工能力の劣る業者、それから不誠実な業者、これを排除しにくくなっている、しにくいというふうな入札制度、それから入札参加者の質を保つということが非常に困難であるというふうなことで、当市としてはそういうふうな形をとっております。

また、今横垣議員、地域経済というふうなお話もありました。その中で、横垣議員から地域の経済のためにと、よく雇用の確保というふうなことのお話を常々伺っておりますし、またこの議場の

中でもこれまでご発言をいたしたことも記憶しております。そういうふうな中で当市における雇用機会、そしてまた資材調達というふうな面で、地域経済に多大な影響を一方与えると、そういうふうな形で、そちらのほうが非常にまたマイナスのほうが大きいと。しかしながら、この指名競争入札でも、それは厳正に執行しているわけでありますので、さらにその透明性を高めるために総合評価方式というふうな形で昨年度から取り組んでいるということで、総合的なご理解をいただければなど、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 総合評価方式を予定しているということもちょっとあわせてお聞きしたいのですが、市長が言っているように、一般競争入札、それはいろんな問題のある業者を排除できないというのは、これはもう全国的にも検証されております。ですから、一般競争入札を導入して、さらに総合評価方式を導入するという形でどんどん、どんどんいろんな歯どめがいろいろ検討されているのです。今むつ市の場合には一般競争入札を導入しないで総合評価方式を導入すると。これ県内では青森市、八戸市が試行導入している程度で、なかなかまたこれは難しいところもあるみたいなのです。全国的にもこの総合評価方式を導入している自治体、市町村にあってはまだ本格導入は2.2%とか4.9%、そういう試行は31%とかとふえておりますけれども、本格導入はほとんど少ない。だからそういう意味で、逆に客観的に見れるような専門の職員をきちんと配置しないと、またその評価自体がかなり偏ったものになるというのもありますから、かなりまた難しい点もこれはあると思うのです。ですから、まずその総合評価方式を導入する前に、ほとんどの自治体は一般競争入札を導入していると思うのです。

そもそも指名競争入札を導入しているというの

は、例えば6社だったら6社、今まで歴史があって、この地域経済に貢献していて、それで信頼があるから指名競争入札でその6社だったら6社指名しているわけであって、その総合評価方式というのは、そもそもそこら辺を点検する方式ですから、この会社は信頼できるものか、しっかり仕事をしているか、今までの地域経済への貢献度はどうなのかというのを評価するわけですから、これを導入したとしても、ほとんど余り影響ないのではないかなと、透明性という意味では、余り前進しないのではないのかなというふうに思うのです。ですから、まず透明性というのをしっかりむつ市がそういう立場に立つのであれば、一般競争入札を導入して、この一般競争入札で地域の業者にそれなりに配慮するというやり方もいろいろありますから、条件つき一般競争入札とか、入札の金額をちょっと高く5,000万円以上とか1億円以上にするとか、いろいろそういう意味で地域経済に配慮したやり方もありますので、幅が。だから、まず総合評価方式をやる前に一般競争入札の導入というのをやっぱり手がけるべきだと私は思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員の考え方も1つであろうかと思えますけれども、今横垣議員いみじくも指名競争入札から一般競争入札、そして総合評価方式と、その総合評価方式はまだ数%なのだけれども、そういうふうな流れになってきているというお話をされました。つまり我々は、むつ市の考え方としては、指名競争入札、これは市内だけではなく、市外の方々、県内の方々にも指名をいたしております。その中で一般競争入札を飛び越えて、一般競争入札がこれから指向している方向を今お示しになったわけでございます。その部分で我々は先駆けて総合評価方式を導入しつつ、まず昨年度から、また今年度もありました。そう

いうふうな形で試行していこうというふうなことで、帰着するところは、ほぼ同じ方向になっていくのではないかと、こういうふうに関横垣議員のお話を伺いまして、そのように答弁をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 財務部長もおっしゃっていましたが、必ずしも指名競争入札をこのまま続けるというわけではないと。そういう意味では、今の市の段階ではもう8割以上ですか、一般競争入札に移行しているのは。それこそ県内ではむつ市だけです。宮城県はもう100%。岩手県は、まだ5つぐらいやっていないかな。山形県、福島県は、それこそ1つずつ残っている。こういう市の段階のレベルだと私は調べましたけれども。だから、流れとしては一般競争入札はもう、それこそ8割、9割、市の段階でやるという状況になれば、もうほとんど100%にいかざるを得ない、そういう時期が来ますので、ぜひ市長、その時期を早めるという考え方がないかどうか。やっぱり流れとしては一般競争入札の流れですので、そのところを最後確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） あくまでも基本的には指名競争入札であります。そういうふうな形で先ほど一般競争入札のその2つの側面、そしてまた指名競争入札の2つの側面、これをお話しさせていただきました。基本的には指名競争入札で、そして地元の経済を支えていかなければいけないだろうと、こういうふうな思いが私の中にあります。

また、それだけに拘泥することなく総合評価方式と、こういうふうなものを順次さまざまな事業の中で取り入れていくというふうなことでございます。

先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、国、県の指導に従いというふうなこと、

その指導に従わなくても、これをやりなさいというふうなことは、さまざまこれまで横垣議員の議会での発言の中でお聞きいたしましたわけでございますけれども、それに反してそういうふうな従いというふうなことは、ちょっと私解せないところがありますので、その解せない部分もよく研究をさせていただきますながら、地域経済にもたらす影響、さまざまなことを総合的にこの指名競争入札、そしてまた総合評価の入札、そういうふうなものを総合的に評価をしていきたいと、研究もさせていただきますと、このように思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 次の質問に移りたいと思います。

質問の3点目に壇上で質問いたしました口蹄疫対策についてであります。市長の答弁では消毒剤の配布等も検討していくということで、これはむつ市で例えばそれなりの一定の予算を計上して対処するという考え方もここには加味されているのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

今回獣医師会のほうとかで消石灰ですか、無料配布したようでありますが、残念ながらむつ市は全然予算措置はしてくれなかった、そういう声も聞いておりますので、さらにこれからまだまだ終息しなければ、どんな場面があるかわかりません。そういう意味ではむつ市はそういう場合に予算措置という考え方もあるのかどうか、そこを確認させていただきますと、このように思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でお話をいたしましたように、私もこの報道がなされた段階で、ただちに経済部のほうに口蹄疫対策をしっかりと情報を収集し、対応を考えていかなければいけないというふうなことは指示しております。その中で、万が一にも県内において発生した場合というふう

なことには、全庁的な体制で取り組み、むつ市口蹄疫防疫対策本部というふうなものを設置するというふうなことも、市の考え方としてありますし、獣医師会、またむつ地区家畜衛生推進協議会というふうなことで、もう既に消石灰を配布して、その消毒に努めること。そしてまた、その忍び寄ってくるものに対して十分な配慮をしていかなければいけないだろうと。つまりこちらのほうからその消毒液を配る場面というふうなものは、さまざまにウイルスが伝染をしていく場面があるから、それだったら例えば1カ所に集約して、そういうふうな消毒液をとってもらような体制をとるか、そういうふうなことはさまざま今検討して対応を、その万が一の場合に備えて対応を、今検討、協議を進めているところであります。しっかりと対応をとっていききたいと、こういうふうに思います。ただ、一方、余りにもその部分に出入りをするというふうなことが拡散にもつながってくる。宮崎県の例を見ますと、交通を遮断し行き来を遮断するというふうな非常に大きな影響が出てきていると。接触すらやはり回避しなければいけないというふうな状況が出ておりますので、十分宮崎県の中での口蹄疫の蔓延の様子、それから対策の様子、そういうふうなものを十分情報として仕入れ、万が一に備えていききたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 消毒剤の予算措置の件でございますが、現在の予算の中には計上されてございません。ただ、これから各種イベント等が計画されている部分で、これは市だけで決定できるものではございませんけれども、関係市町村と協議のうえ、そういうイベントが中止になる可能性も持っております。そういったことで、そういった費用をこの薬剤購入のほうに流用したいというふうに考えてございます。

当面は、そういう形で進みますが、ただその発生の状況によっては、規模的な問題も出てくるかと思えます。期間の長さ、対応する期間の長さによっては、改めて議会の皆さんにお願いをして予算化ということも検討しなければいけないというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 今無料配布された消石灰ですか、これ1戸当たり1袋というふうに配ったみたいですが、1戸で数頭飼っている方もいれば、100頭も飼っている方がいて、結局そういう意味では100頭も飼っている方は1袋では全然不足していたというふうな話もありますので、ぜひこのところも目配りした行政をお願いしたいと思います。

さて、一番最初に質問いたしました男女共同参画についてお聞きしていきたいと思えます。まず、市長も答弁でおっしゃいましたが、今第3次男女共同参画基本計画がつくられようとして、その中身をるる答弁してもらいました。この第3次男女共同参画基本計画をつくるうえで、その前に日本政府がいろいろ改善勧告を国連女性差別撤廃委員会からされております。今回6回目の報告に対して、それに対する国連の勧告なのですが、この勧告の内容、5回の報告に対する勧告と比べて、市長、48項目ということで、5回目の勧告は22項目にわたって、これを改善しなさいと指摘されたのです。ところが、日本の場合は改善するどころかいろいろな意味で改悪、悪くなっている部分が多くこの間あったのです。ですから、48項目を改善しなさいと指摘されたという日本国になっております。その中身はいろいろ、結局60項目にわたっていろいろ指摘したり勧告して点検をしているのですが、その中では、まず日本という国は条約を批准したのだけれども、その条約をきちんと守ろうとしないというところも勧告されているのです。

なぜ守ろうとしないかという、世論調査をしたら、みんな今のままでいいと、こういうふうな調査結果が出たから改善する必要ないというふうな報告書を上げたりしているのです。こういう日本の現状。そういう意味ではかなり国際的にはそういう国の姿勢が世界の先進国から日本という国がどんどん、どんどんおくらせている、そういう背景をつくっております。

あと、女性の雇用、女性はどっちかという正職員でなくてパートが多い。当然パートは男性に比べて給与が低い。また、公的生活への参加の促進、公的生活をするためにいろんな制約が女性にはある。だから、結局参加できない。当然いろんな決定機関、政党だとかいろんな審議会、いろんなそういう決める機関ありますよね。幹部、そういうところに対する女性の比率が少ないと。そういうのをいろいろ指摘されています。その中で若干何点かちょっと詳しく市長に認識してもらいたいところがあるのです。

まず、この女性差別撤廃委員会がどういうところを指摘しているかという、学会、いろんな科学者会議とかありますけれども、学会への女性を含め、女性の雇用及び政治的、公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した前提的特別措置を導入しなさいと、こういう勧告されているのです。例えば大学の教授なんかの女性の占める比率が、先進国30カ国の中で一番日本が低いとか。あと政治家、こういう我々の政治家の中でも女性の比率が30カ国の中でも低い、これが指摘されております。だから、それはもう前提的特別措置を導入して、例えば3割とかに高めなさい、こういうふうな指摘をされていると。

次は、職場でのセクシュアルハラスメントが横行している、日本は。及びセクシュアルハラスメ

ントを防止できなかった企業を特定する措置が法的に盛り込まれているものの、違反企業名の公開以外に法令遵守を強化するための制裁措置が設けられていないことに懸念を表明する。だから、日本はどんどんこのセクハラというのが横行しているというふうに国際的にはもう見られている。当然この行政に携わる部分ではこういうことは決してあってはならない、そういうものであります。これが国際的に日本が指摘されている。こういうのを細かく60項目にわたってずっと見る日本は指摘されているわけですが、そこでお聞きしたいのは、例えば当然むつ市はむつ市でできることしかできませんので、そこでむつ市でこの男女共同参画というので取り組める部分でちょっとお聞きしていきたいなというふうに思います。

先ほどセクハラが日本ではかなり横行しているということで、例えばむつ市の職場の中でこのセクハラ、パワハラ、こういうふうな現状というのはどういうふうな状況にあるのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 男女共同参画のほうからセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントというふうな形に話がずっとこう、ちょっと私の感覚とはずれて、私の感覚がずれているのかどうかはわかりませんが、非常に幅広くお尋ねがあったのですが、市の職場というふうなことでございましたので、市の職場ではそういうふうな報告はありません。また、平成18年に訓令として、要綱として、むつ市セクシュアルハラスメントの防止等に関する要綱を定めているというふうなところでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 要綱を定めている。それほど厳重に対処しているのだなというふうに思いますが、例えば臨時職員の方がいて、たまたまその方

がセクハラを受けて、それを苦に職場に行くことができなくなったというふうな事案が発覚した場合、市としてはそういう職員に対して、セクハラをした職員に対してどういうふうな対応をするものか、これちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 仮定のお話でございますので、仮定のお話にはお答えはできないわけでございます。仮にそういうふうな事案が発生したとなれば、この要綱に従って我々は処分を当然のその部分に対応していかなければいけない。現在のところそういうふうな起こったというふうな報告は私のところには届いておりません。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） この第3次男女共同参画基本計画にはいろいろ女性の暴力に対してやっぱり行政としてはきちんと対応しなさいと、24時間体制で対応しなさいとか、そういうのも書かれております。そういう意味では市の体制はどういうふうになっているのでしょうか。まずそこのところを聞きたいし、例えば市のホームページで、いろいろ探っていくと、DVで悩む女性の方という画面があるのです。ところが、それ暮らしの問題とかという画面を開いても、そこの画面に出てこない。いろいろ探っていくと、それは男女共同参画の次に出てくる画面となっているのです。だから、何かDVで悩んだと、市のホームページを見ても、どこに相談したらいいかわからないというふうな形になっている市のホームページ、これについても市としてはどういうふうにか考えるのかお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ホームページにおけるさまざまな相談窓口の流れというふうなことだと思えますけれども、ツークリックでその場面に入って

いけるように市のホームページは構築をされております。具体的には、担当のほうからお答えをいたします。

○議長（村中徹也） 企画調整課長。

○総務政策部企画調整課長（高橋 聖） 市長答弁に補足させていただきます。

市のホームページにおいてドメスティック・バイオレンスに関する画面に簡単に行けないとのことですが、トップページにあります「ライフイベント」の「相談」をクリックしていただきますと、福祉の項目に「DV・虐待等相談」、またその下のほうに「配偶者・恋人からの暴力に悩んでいるあなたへ」というページに行くことができますので、ホームページのトップページからツークリックで直接的に入っていくことができますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 最初に聞いたのですが、DVで悩む女性への市の対応というのは、基本的にどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） DVの関係の相談窓口、先ほど言いましたとおり、「相談」をクリックしていただければ、その福祉のほうの相談窓口のほうに入ってくるのですけれども、それにおいて、DVのホットラインということで、24時間体制でもって受け付けしているということでございます。これは、県のほうの対応になるかと思うのですけれども、それからあとむつ警察署、下北地方福祉事務所、あと市保健福祉部の児童家庭課が対応するということになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 今保健福祉部長がおっしゃいましたけれども、私も画面を見ると、全部県のほ

うとか警察のほうに行く電話番号しかなくて、私ではできれば市のほうでもそういう担当の部署はやっぱり設けなければいけないのかなというふうに思っているのです。ですから、第3次男女共同参画基本計画では、そういう体制を行政はしきなさいというふうなことを結構強調してきておりますので、そういう意味ではむつ市の行政、そういう立場でこれから対応をしていく、そういう考え方はできないかどうか、市のほうでそういう部署を、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 保健福祉部の児童家庭課のほうで、その窓口を設けておりまして、それは24時間常時ということではないのでございませぬけれども、その対応はしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） そういう意味では、市のほうでは対応部署があるというので安心いたしました。ホームページを見てみますと、そういう場面がちょっとわからなかったものですから、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、この第3次男女共同参画基本計画で喫緊の課題、こういふことで、もうとにかく2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位の女性の割合が少なくとも30%、こういう今目標を設定する方向にあるのです、市長。そこで、ここむつ市で取り組める部分は何かという、例えばむつ市の女性の管理職、これを30%、2020年度までに目指すと、やっぱりこういう方向性をむつ市は出すべきだと、この国連の指摘を受けて。やっぱりこういう立場に立つべきだと私は思っておりますが、そこの市長の考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 女性職員の大いなる健闘を

期待をしております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 市長、大いなる健闘というふうに女性の努力だけに任せているような表現であります、例えば市の新採用の男女比率、これは過去5年間どういうふうになっていたのでしょうか。ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 横垣議員のご質問にお答えをしますが、採用に関しましては、あくまでもいわゆる男女雇用の場合の機会の確保という見地から、横垣議員ご高承のように、男女雇用機会均等法というのがございまして、募集、採用から退職に至るまでのすべての段階において女性に対する差別というのは禁止されております。当然それに沿っているところでございまして、採用というのはあくまでも男性、女性ということになしに、成績、人物というところに評価を置いて、その結果としてこの形があるということであろうと思います。

今お尋ねの過去5年間ということでございますが、正確な数字ではございませんが、今申しましたように、そういう人物評価、成績評価の結果でございますので、例えば平成22年の4月採用におきましては、女性が35.0%を占めてございます。逆に平成19年度は50%を占めております。これが採用における本質論だろうと思っておりますので、お答えにかえさせていただきます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 市長、こういうふうに、結果としては今の総務政策部長の答弁で正しいのであります、なるべく、結局女性の比率が最初から少ないと、管理職になるまで女性が当然30%をそもそも占めないというふうな結果になるということもかみ合わせれば、それなりにやっぱり女性の

奮闘も必要でありましょうが、入り口の段階でやっぱりフィフティー・フィフティーで入れるというふうなことをしないと、結局市が女性の管理職の登用30%というのがまず無理になるということをあわせて、国のほうは結局クォーター制、法的にもう割り当てる、男が何割、女性が何割と、こういう制度も検討しなさい。また、インセンティブ付与、刺激ですよ。こういうのも検討しなさい。という意味で、とにかく今女性を30%管理職に登用するために国連のほうではいろんな制度を使って高めなさいというふうに、女性の努力だけではなく、社会的なそういうものを加味してクォーター制、インセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式、こういうのも検討しながら登用30%を目指しなさいというふうなことを言っているのです。市長、今こういう国際的な流れ、こういうものをまずどういうふうにか考えるか。先ほど女性が努力するということは当然ですけども、それだけではこれを達成できないから国のほうではこういうことをしなさいと言っている。これをまず市長、このことをちょっと市長のお考えをお聞きしたい。

○議長（村中徹也） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時11分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎澤藤一雄議員

○議長（村中徹也） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。1番澤藤一雄議員。

（1番 澤藤一雄議員登壇）

○1番（澤藤一雄） 大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第204回定例会に当たり、通告に従って一般質問をいたします。

国政が混乱しています。国民は、こんなにも我が国は人材難であったのかと落胆をしています。菅総理には、何としても国政を立て直していただきたいと思うばかりであります。

翻って我がむつ市を俯瞰いたしますれば、平成17年3月の市町村合併により杉山前市長と相まみえることができました。市長として20年、市民の絶大な支持のもと、市政の発展に尽くされた格式と指導力に満ちたすばらしい市長であられました。後継となられた宮下市長におかれては、市長選挙に当たって7つの公約を掲げ、そのアイデアと行動力を持って、着実果敢にその実現に邁進されるお姿には、市民ともども頭の下がる思いがいたします。惜しむらくは、近年職員による公金着服、市営牧野の指定管理に係る法人の横領、そしてチリ地震大津波の避難指示出し忘れ等々、行政運営から派生する不祥事が多発しています。市長には、これらの問題を隠ぺいするのではなく、悪弊を根絶するため、時には客観的な目線で行政の実態を把握し、職員を督励、統率して、まさに市民の負託にこたえることによって末永くむつ市のかじ取りを担っていただきたいと思うのであります。

質問の第1は、漁業資源の管理についてであります。日本の漁業生産量は、1980年代半ばに比べて半減したと言われます。その主な要因は、イワシやサバの例では、単価の低い未成熟の養魚までも大量に捕獲するなど、資源の再生産を度外視した実態があると言えます。畜産では、えさや伝染病、排せつ物の処理が必要になりますが、海の生態系には豊富なえさがあり、排せつ物も他の生物に利用されて循環し、自然に戻ることで処理経費等のコストがかからない、地球の循環に組み込

まれた漁業は、まさに環境に優しい産業であります。我がむつ市においても、漁業は最も重要な産業の一つであります。

一般沿岸と沖合漁業のすみ分け見直しを目的に、青森市において県漁民総決起大会が開かれました。大畑地区からも小型イカ釣り漁業者や定置網漁業者の方々が参加されたようであります。国の指定漁業である沖合底びき網漁業の操業禁止ラインは、岩手県沖から六ヶ所沖までは沿岸5海里、最も漁業資源の豊富な尻屋崎では、ねらい撃ちをするように1.4海里まで規制ラインが緩められております。岩盤が盛り上がり川のように水流が早い尻屋の瀬と呼ばれる環境は、プランクトンが大量発生し、ゆえに小魚から大型魚類までえさを求めてすみつく、最も条件の整った漁場であり、資源再生産の場であります。

この操業禁止ラインは、直接的には東通村の共同漁業権と競合しているだけでなく、当市の沿岸に回遊するブリやサクラマス等が乱獲されることや、最も問題とされるのはスルメイカが混獲されることで、当市津軽海峡の主力漁業でありますスルメイカ資源の減少や値崩れを起こすことなど、被害は甚大であります。

漁民総決起大会では、資源回復のためには乱獲操業をしないことが第一、沖合底びき網、大中型まき網漁業の見直しを国に求めていく、漁業者間の話し合いには限界があるとして、行政に真剣に取り組んでいただくよう要請がありました。市長は、「むつ市のうまいは日本一」を掲げ、着々とその成果を上げつつある今日、地域の漁業を守り、発展させるためにも国に対して強くその改善を求めていかなければなりません。市長のご認識と今後の取り組みについてお伺いいたします。

質問の第2は、洪水対策についてであります。大畑診療所から大畑小学校に通ずる市道一帯に広がる本町地区は、集中豪雨等の際、たびたび通行

どめとなるなど、内水はらんが起きています。この地域は、かつて水田地帯でありましたが、減反とともに宅地化が進んで現在のような居住域になりました。本来は、洪水調整機能を有する湿地帯が家屋や道路舗装などで地下浸透機能が失われたこと、昭和59年2月に一部供用開始された大畑バイパスから流入する雨水によって、排水路の能力を超えることが原因と思料されます。その要因は、本町地内を流れる2本の排水路が宅地化やバイパスの整備等、状況の変化に対応した断面になっていないこと及び急角度に屈曲していることなどが考えられます。さらには、老朽化が進んでところどころで壊れていることから、早急に改善すべきと思います。県が大畑川河口域の護岸の改修を進めていますが、小さな排水路を集約して樋門の機密性を確保するなど、洪水流を遮断する構造になるのかお伺いします。

そして、内水はらん対策について、以前の答弁では、耐震基準がレベル2に引き上げられて、貯水槽や排水ポンプ場等構造の耐震性を確保するためには十数億円の財源を要するとの答弁でありましたが、この計画実現の見通しがいつになるのかお伺いします。

第3の質問は、一般廃棄物収集運搬業務委託のあり方についてであります。一般廃棄物の収集運搬業務の委託は、合併協議では収集体制や発注の方法が違うので、合併後に調整が必要とされておりました。平成19年12月7日の決算審査特別委員会で同僚議員から、合併して財政が厳しいのだから指名競争入札に統一すべきだ、入札にするよう要望しますとの質疑に対して、制度のあり方を定める審議会に諮るための方針について、各庁舎の担当で組織する検討委員会で検討しているという答弁でありました。そして、平成19年度まではむつ地区が指名競争入札、川内、大畑、脇野沢地区は随意契約、平成20年度はむつ地区と大畑地区

が指名競争入札、脇野沢、川内地区が随意契約、平成21年度からは市内全域を統一して指名競争入札となりました。

これまでの質疑の中で市長は、今後も指名競争入札でいくと答弁されています。そして、平成20年度に1社、平成21年度に1社を新たに指名に加えていますが、今後も新規業者を加えるのか。入札に当たっては、予定価格と業務を遂行するに足る金額、つまりは最低制限価格を設けてはいますが、契約保証人を求めることによって、実質的に1件の入札に2台の車と人員の準備が必要となるなど、業者の負担が過重になっているのではないのでしょうか。指名競争入札でいくとしながら、業務に用いるトラックの車種を突然変更したり、入札の数日後に落札業者が入れかわったり、当初の入札から2カ月後に入札をやり直すなど、しかも当初入札に参加した組合ではなく、構成員の業者が入札するなど、常識では考えられない異常な事態が続いています。

青森市発注の土木工事をめぐって行政が深くかわった官製談合が報じられています。公正取引委員会は記者会見で、市と業者は緊張関係になかったとして、全国初の入札談合幫助と認定しました。談合の類型には、首長や入札担当者から予定価格が漏れたり、便宜を図った見返りに巨額の資金が提供されるなど、結局は税金を食い物にする構造と業界からの要求を拒み切れずに業者の言いなりになるケース等々、報道によればいろいろあります。入札担当者は、誘惑や要求に屈することなく、厳正に執行しなければならないことは言うまでもありません。今の状況からしますと、指名競争入札制度を維持できるのか、随意契約にせざるを得ないのではないかと、お尋ねをいたします。

以上、簡潔かつ前向きな答弁を求めまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、産業政策についての沖合網漁業の操業規制ラインへの対応についてであります。議員ご承知のとおり、大臣許可漁業である沖合底びき網漁業の操業禁止ラインは、国の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令で定められており、太平洋沿岸の岩手県沖から三沢市沖までの区域での操業禁止ラインは、沿岸から5海里、六ヶ所村以北から尻屋崎灯台までは1ないし5海里となっております。操業禁止ラインの設定は、沿岸漁業、沖合漁業双方の利害が絡む非常に困難な課題であり、沖合底びき網漁業の操業ラインの設定を行う国や共同漁業権の設定に係る県の指導により、沿岸漁業者と沖合漁業者が話し合いにより解決すべきことが基本であると考えておりますが、資源の減少、価格の低迷、燃油の高騰など、厳しい現状にある本市の沿岸漁業の発展のため、漁民総決起大会で決議された青森県太平洋海域の水産資源を安定的、永続的に確保し、漁業を持続可能なものとするため、当該海域における沿岸沖合の共存共栄が図られ、安全が保障された操業海域のすみ分けの実現に向けて関係機関と連携し、機会あるごとに国や県に対し要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

尻屋崎周辺の漁業の現状と沖合底びき網漁業の操業禁止ラインにつきましては、担当部長より説明をいたします。

次に、質問の2点目、洪水対策についての大畑地区本町地域排水路の改修についてであります。大畑地区本町地域の集中豪雨時における市道の冠水は、国道279号大畑バイパスからの雨水の流入と排水路の能力不足や設置形態に起因するものが大きいと考えられます。当該排水路につきましては、地区町内会からも要望として整備を求められ

ておりますことから、決壊箇所の一部については補修を行っておりますが、用地を含む改修工事につきましても、計画的に進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、国道279号大畑バイパスからの雨水の流入対策につきましても、県関係機関へ要望しているところであります。

次に、県が実施する大畑川右岸の一部改修計画につきましても、今年度に詳細設計及び一部着工が見込まれており、河川から排水溝へと逆流しない工法が予定されております。

次に、内水はらん対策の計画実現の見通しにつきましても、平成21年6月のむつ市議会第200回定例会で計画概要を説明しておりますが、概算事業費に十数億円を要することから、財源の確保が大きな課題となっております。しかし、この計画が大畑地区の内水はらん対策として最良の方法と考えておりますので、財政状況を見ながら整備計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の廃棄物行政についてのご質問にお答えいたします。一般廃棄物収集運搬業務委託の現状とあり方についての1点目、指名競争入札に関し、平成20年、21年度に事業者を新規に加えているが、今後も指名に新規事業者を加えるかについてであります。議員ご承知のとおり、平成21年度から一般廃棄物収集体制の統一を図ったところであり、それに伴い収集運搬業務委託についても、市内全域を指名競争入札に統一したところでもあります。

指名競争入札に当たっては、政令で定められた委託基準のほか、市で定めた業務委託基準要綱の受託業務を遂行するに足る施設、人員及び業務の実施に関する相当の経験等の委託基準を満たした事業者を指名し実施しているところであり、新

規事業者についても、この委託基準を満たしておれば指名することとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の入札に当たり、契約保証を求めることにより事業者の負担が過重になっているのではないかについてであります。収集運搬業務の契約約款第12条において、保証人に対して委託業務を請求できるのは委託期間内に完了を見込めないとき、正当な理由なく委託業務に着手しないとき、契約に違反したときなどを定めております。収集運搬業務は、市民生活への影響が大きく、安全、確実な業務の遂行が必要なことから、万が一に備えての保証であり、決して過重となるものでなく、委託契約を結ぶに当たって保証人は不可欠なものと考えております。

次に、3点目の今の状況から指名競争入札制度を維持できるのか、また随意契約をせざるを得ないのではないかとのご質問にお答えいたします。議員ご指摘の平成22年度の一般廃棄物収集運搬業務委託入札においては、一部落札者が契約締結に至らなかった経緯がありましたが、委託業務は滞りなく実施されております。また、議員ご発言の予定価格の漏えいや便宜を図るなど、いわゆる官製談合はありませんでしたし、入札は厳正に執行されております。なお、市内全域を統一した収集運搬委託業務体制は、確実な業務推進を図るためにも実績と経験のある事業者への業務委託が効率的、また経済的であることから、今後とも地方自治法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、指名競争入札制度を継続するものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 尻屋崎周辺の漁業の現状と沖合底びき網漁業の操業禁止ラインについて、市長答弁に補足説明させていただきます。

尻屋崎周辺から以南の太平洋沿岸海域は、イカ

やサバなどの好漁場であることから、沖合底びき網大中小型まき網、小型底びき網の沖合漁業者と沿岸漁業者の双方の漁船が狭い範囲で競合しながら操業している現状にあり、沖合底びき網漁業者等と沿岸漁業者とのトラブルやスルメイカ資源の枯渇、さらには操船事故等が懸念されることから、資源管理や安全操業のため、操業ラインの話し合いが行われてきたものであります。

現在の操業ラインは、平成14年8月に許可の一斉更新が行われた際、沿岸漁業者から出されておりました要望を受け、尻屋崎等における操業禁止ラインが一部1.4海里に沖出しされたものであります。この改正された操業禁止ラインにおいても沿岸漁業が営まれている漁場内に依然として沖合底びき網漁業の操業区域が設定されていることから、沿岸漁業者はさらなる改善を求めて、これまで国に陳情、要望してきたところであります。成果を得ることができないまま推移しております。このことから、大畑地区を含むイカ釣り等の沿岸漁船が安心して操業できない現状と資源管理などの問題解決に向けて、去る5月27日に2,000人を超える漁業者が青森市に参集し、漁民総決起大会が開催されたものであり、大会で決議された沿岸沖合の共存共栄が図られ、安全が保障された操業海域のすみ分けの実現に向けて関係機関と連携し、国や県に対し要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） まず、1点目の沿岸漁業と沖合漁業のすみ分けの問題につきましては、トロールという漁法そのものが魚種の別なく、大小の別なく、いるものをすべてとるということで、かつて大畑前沖でチャッカ船による板引と称するトロール漁業が行われてまして、随分沿岸の漁業資源がなくなったということで、これを禁止ということになった経緯があります。ですから、そういう意

味では尻屋の非常に漁場環境のいい場所で、一本釣りの漁船等がひしめき合っている中を大きいトロール船が、この瀬の上を往復するというような状況があります。非常にほかの漁業に与える影響が大きいので、ぜひとも市としてもこの規制について漁民の意見を聞きながら頑張っていたきたいと、このように思います。

次に、洪水対策についてでございますけれども、確かにこのレベル2の施設をつくるために十数億円を要すると聞いたときにはびっくりしたわけでありまして、非常に財源を見つけるのが大変だろうなというような思いもいたします。ただしかし、川内ダムをつくるために202億円かかったというような実績が、さきの質疑の中で明らかになった経緯があります。ですから、十数億円という金額に余り驚かないように、ひとつ国等の財源も常々注意を払って見つけていただいて、ぜひ早くにこれを実現願いたいと、このように思います。

そして、排水路の断面が小さいというような問題でございますが、先ほどの答弁にも私の質問にもありますように、やはりバイパスの影響が大きいらしく。そして、一気にそのバイパスからバイパスの坂を下った雨水がその地域に流入するというような大きな問題があります。そして、水の浸透性をなくしてきた今までの、これは居住区が広がったということで仕方のない部分があるわけですが、やはりそういう原因に対応する断面がないということなので、ぜひこの改修といえますか、あの断面を大きくする構造にぜひ整備を願いたいと。

そして、計画をつくってというような答弁でありました。この計画、調査計画、そして完成をどの程度の期間見込んで、いつごろの完成を目指すのか答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） ご質問にお答えします。

まず、バイパスの水の処理でございませうけれども、先日来十分調査させていただきますと、どうも山手のほうから沢水が流れ込んできまして、それが下の大安寺の池の中にたまってくると。そこである意味調整池の役割がなされているということで、そこでもっとある程度の部分で防げないかというのがまず第1点でございませう。それにつきまして、少し策をしたいなと思っております。それがまず1点でございませう。

もう一つ、本町地区の冠水につきましては、あそここの側溝の流れを調べますと、どうも冠水近くの底がとまっている部分でございまして、一方下流側に行きますと若干流れていると。その交差点の部分で2本の側溝が合流しているわけです。その先が流れている、ここが流れていないという部分でございませうものから、そこを上げて確認しましたところ、やはり流木といいますか、角材が、大きなものが、もともとあの辺は木材の集積所もあったかと思っておりますけれども、そういう部分で木材が側溝に詰まっていたと。それを取り除いたら案外すっと流れたという部分でございませう。したがって、それも一つの冠水要因になっていたのではないかとちょっと思いましたものから、その周辺の側溝を見まして、結構泥が側溝の中で詰まっていたものから、まずその部分を、本町地区の側溝の中を、ある程度の断面確保しようということで、大畑庁舎とも協議いたしまして、泥を取り除こうということをまずやってみたいと。

それから、下流断面につきましては、ご指摘のとおり、昔用水路で使っておられたでしょうから、直角に曲がられたり歪曲したりという部分は確かにございませう。そここのところの改修も、これは必要ではないかと。ある部分においては、用地確保も必要であろうというのは確認してございませう。それは、これから交渉になります。ただ、改修で

きる部分につきましては、破損箇所も含めまして、どんどん進めていきたいと思っております。

それと、若干勾配が逆勾配になっている部分もあるのではないかとこともちょっと考えられましたものから、手始めにはまずそういう部分からやらせていただいて、検証したうえで、また可能性ある部分を追求していきたいと思っております。

以上でございませう。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） ずっと下流のほうでは、既に断面を大きくして整備をされた状態になっておりまして、今のこの古い部分が自然に壊れるという、老朽化が非常に進んでいるというような見方を私しております。そして、急角度に屈曲している部分についても、これは真っすぐにする、あるいは流木があるとか、そういう部分についてはすぐにもできるわけですがけれども、やはり老朽化しているということと、そして断面が小さいということとあわせて、やはり真っすぐにするのも含めて、全部改修ということを視野に入れないと根本的な解決にならないだろうと思っております。ですから、応急的な、当面そういう部分的な改善をするけれども、全面改修をどう計画していくのかお尋ねします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 先ほどの市長答弁にもございましたように、洪水対策の抜本対策につきましては、これは元来、従来我々申し上げてきたとおりの計画で変わりはありません。ただし、その手前で、ある意味沢水処理がもしかするとできる可能性があるならば、水の流れを分散して持つていくということが考えられます。そうなりますと、本町地区とか下流側への負担が少なくなることも考えられますので、そっちのほうを先に検討したいなと思っております。

○議長（村中徹也） 1 番。

○1 番（澤藤一雄） 流量を分散するというのはわかるのですけれども、今までも多分大畑庁舎においていろいろ何ミリ降ればどれくらいの水量になってどういう流れ方をするかというデータについては把握しているのだと思うのです。ですから、かつて農業用水にしておったところが縮小になって、今公園になっていますけれども、その貯水量がどのくらいでというのは、きっとデータがあるのだと思うのです。ですから、時間をかけて見るというようなことも、それは必要な部分もありますけれども、今まで蓄積してきたデータをちゃんと把握されて、抜本的な計画を立てていただきたいと、このように要望しておきます。

次に、一般廃棄物の収集運搬業務についてでございますけれども、壇上でも申しましたが、この契約保証金のほかに契約保証人が必要だということになりまして、1 路線を落札しましたと、だけれども、そのためによその業者さんから 1 路線分の保証をいただかなければならない。自分のほうも相手方に対して保証を求められる場合があるわけです。それお互いに保証し合うわけです。だけれども、実質そういう考え方でいきますと、1 路線を受託するためには 2 路線分の設備と、要は車と人員が必要だということなのです。ですから、その保証人というものはそういうものだろうと思うのです。その場合に、入札業務遂行に足る金額の中に保証部分の経費が積算されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 契約保証人の部分において積算がされているかということでございますけれども、まず契約保証人の解釈としては、先ほど市長答弁のとおり、万が一のためということでございますので、今澤藤議員が思っています常時待機とかというふうなものではないというふうな考

えを持っています。そのために予定価格の積算には、その保証部分の、また保証者の車とか人員の経費は含まれていないということでございます。

○議長（村中徹也） 1 番。

○1 番（澤藤一雄） 常時配備しておくといいますが、用意しておくというようなことは要らないのだと言うけれども、万が一ですから、恐らくほとんどそういう事例は発生しないのだと思うのです。だけれども、余分に車を、あるいは人員を持っていないと保証をしてあげられないわけです。ということは、車を持っていないと保証し合うということになりますと、1 路線自分で受託をしますと。そのほかに相手方に対して保証してもらった分保証しますということになると、車が 2 台ないと相手方に対して保証をしてあげられないわけですね。つまりは、1 路線をやるのに、受託するのに 2 台の車がないとできないという計算に私はなるのですけれども、どうもその辺の答弁が私の認識と違うのですけれども、これ何の不思議もないのです。1 路線やるのに 2 組の設備と人員を求めているのです、契約書の中で。ですから、積算の中に入っているのですかということですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 先ほど答弁したとおり、予定価格の積算には保証人に係る経費は算入されておられません。

この保証人の考え方なのでございますけれども、まず入札の部分において、確かに市でやる一般廃棄物収集運搬業務委託については保証人を求めてございます。それについても、その保証人については、万が一その事態が起きた場合業務の確実の遂行を求めるためのある程度の法令で定める基準というふうなものを当てはめてございます。しかしながら、入札の実際の実数的な話をしてい

きますと、例えば可燃物の収集運搬に関して今回入札件数が17件ございました。それに対するその車両は17台となりますけれども、これに対する応じた事業者が持っている車両というのは54台ほどあります。そうすると、3倍程度のものがあるなと。この54台のうち当然保証人として17台がなります。が、17台においては、これを規制するのではなくて、常にその辺のところについては、市以外の業務、例えばですけれども、事業系のごみとか、そういうふうなものを搬入搬出する分に常に業務として充てておりますので、我々もその辺のところは規制をしないで、業務に当たって万が一それがあつたときには保証をお願いしますよというだけのものがございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） どうも私理解できません。というのは、規制はしないけれども、本来市町村固有の事務を民間委託しているわけですから、市民の皆さんが出したごみが速やかに適切に運搬されなければならない、そのための業務委託なわけです。そうした場合に、保証に使われる車を常時押さえておかなくてもいいのだと、ほかの業務に使っていてもいいのだから保証は大丈夫なのだというような、17件に対して五十何台あるのだというような答弁ですけれども、そういう話ではなくて、積算の中にその車の経費が入っていないと、その車の分の経費はどこから出るのですか。ですから、やはりそういう保証のためにかかる経費があるとすれば、積算の中に入るのが妥当だろうというのが私の言い分です。まずこれはこれとして。

その万が一というようなことのもう一つのテーマがあるわけですが、この万が一というのは、今までどれくらい発生したことがありますか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 澤藤議員の発言の中にあ

りましたけれども、最近では保証人により履行された実績がないということでございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 万が一がないと、今までということがなかったというような答弁でございました。ということは、そういういわゆる積算もしていないものを業者に負担を求めるといふようなあり方がそれでいいのかということなのです。ですから、本来市の固有の事務だということでございますので、万が一の場合には、例えば市がかわってその業務をやりますよと。これは、その車がリースになるのか、あるいは職員が臨時採用になるのか、そういう備えをすれば、業者に負担を求めなくて済むということだつてあるわけです。ですから、非常に業者の皆さん、厳しい経営になっていると思うのです。そして、そこに働く従業員の皆さんも厳しい労働になっていると思うのです。そういうことからすれば、過剰な負担を求めない、求めるのであれば積算の中に入れる、これどうですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 先ほど来申し上げているとおり、万が一の場合という部分の、要は契約者がその履行期間内に業務を完了できなかった場合とかというふうな先ほど市長答弁がありましたとおり、その部分でございますので、保証人に関しては積算に関する部分については算入しなくてもまずいいのではないかなと思っておりますし、また市が代行するというふうなことについては、ほとんど発生しないという部分もありますけれども、じん芥車両、人員の確保という部分が市ではありますので、この業務委託基準に大きな相違を生じることになることもありますので、市として代行する体制はなかなか今は難しいのではないかなと考えてございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番(澤藤一雄) 非常に私ちょっと理解できないのです。市長の考えもお伺いしたいと思います。契約保証人の1コース1路線に対して余分の設備を持たなければ、実質的に持たなければ保証し合うというようなことができない、つまり1路線をとると2台分の車の経費が必要になるというような部分で、本当にこれを積算に入れないまま今のまま続けるのですかということです。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) この収集運搬業務は、安定的な形の中で進めなければいけないというふうなことがまず一番の基本だと思います。何かあって万が一というふうな先ほど来お話があり、万が一このコースがとまってしまったというふうなときはどうするのかと。そのためには、やはり業務の遂行が必要だということから、安全確実な業務が必要だということからの保証、これは必要であると、こういうふうな認識を私は持っております。

○議長(村中徹也) 1番。

○1番(澤藤一雄) そうであるとすれば、積算に入れればいいのではないですか。保証部分について、積算に入れれば何の問題もないわけです。いかがでしょう。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(齋藤秀人) 繰り返しの答弁で申しわけありませんけれども、今万が一というふうな部分でございますので、その辺のところ実績もないというようなことだと、保証人制度そのものの根本的なものになってくるかもしれませんけれども、我々としてはやはり何かあったとき、事業者が努力によって保証人を使わなくてもできるような形にはなっていくというのは見えてございますけれども、しかしながらやはりその万が一のときに事業が継続できずに市民生活に支障を来す、市民サービスが衰えるというふうなことを考えますと、この保証人のところは継続しなくてはいけ

ないと思っています。しかしながら、保証のその積算の部分においては、そういう意味からしますと、万が一というふうなことの言葉一つでくっつけてしまいますけれども、経費を算入するものでもないと思っています。

○議長(村中徹也) 1番。

○1番(澤藤一雄) 今の場合には、保証金を求めたうえで保証人が必要だというようなこの契約の中身になっているわけでございます。ですから、これは二重の保証というようなことではないのですか。契約保証金も積みなさい、そして契約保証人もつけなさいというようなことになっているわけです。そして、積算の中には入らないというふうなことになるわけです。これは、いろいろ後ろでも議論がありますので、十分検討していただきたいと、このように思います。

冒頭でも申しましたけれども、非常にこの市の業務の発注について疑義があります。細かいことについては、これ以上この場では申しません。通告をしてありましたけれども、これ以上は申しませんが、市長の言われるコンプライアンス、これに大きい疑義があります。ですから、職員が今どういう状況に置かれているのか、この業務遂行について、業者との関係がどうなっているのか、この辺を市長はやはりきちんと把握する、客観的な目でそれを把握して、適正に行われているのかというふうなことに常に意を用いて、問題があれば速やかにそれを改善するというふうな、今までも壇上で申しましたけれども、いろんな不祥事、問題が起きています。そうなる前にどこかでとめる。例えば担当者が間違っただけをやりました、けれども、それが上司のところが上がっていったときに、これを上司も追認せざるを得ない、最終的には市長の責任にかかってくるわけです。そういう職務遂行のうえでいろんな職員が状況に巻き込まれていく。人事異動があつて、かわったばかり

の方も前任者のやったことを踏襲しなければならぬというような状況が生まれているようであり、ですから、そういう職員が置かれている状況をよくよくしんしゃくされて、行政組織の、あるいは業務遂行上のその問題点がきちんと小さい段階でわかるようなあり方にぜひ市長にはしていただきたいと、この辺で市長の思いをお伺いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） さまざま一般廃棄物の収集運搬業務のこの部分については、3月の末からついこの4月、そしてまたさまざまな部分で、今澤藤議員具体的な内容はお話しにはなりませんけれども、んっというふうな部分、そういうふうな部分は私に報告は上がっております。この部分はしっかり、つまりこれが全体の形の中で指名競争入札をとったということが昨年度からですか、そういうふうな形で非常にまだ事務的な流れの中で、しっかりとシステムが構築されていない部分、こういう部分がやはりあったのかなというふうな思いはいたしております。そういうところで、過失のないようにということで、私は担当のほうには強く訓辞をしているところでありますので、信頼感を増すような形の中でこの業務委託については遂行していきたいと。

基本的には、先ほど来壇上でお話ししたような基本線をしっかりと踏襲しながら、その細部の事務的なことについてはしっかりと対応するように、法令遵守ということにのっとなって進めていかなければいけない事業であると、こういうふうに思います。しかしながら、あえて澤藤議員が内容まで言いませんけれども、職員の部分、ご懸念なさっている部分、私は決してそれはないというふうな思いで臨んでおりますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで、澤藤一雄議員の質問

を終わります。

午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎斉藤孝昭議員

○議長（村中徹也） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。26番斉藤孝昭議員。

（26番 斉藤孝昭議員登壇）

○26番（斉藤孝昭） むつ市議会第204回定例会に当たり一般質問を行います。

質問事項の1つ目は、市職員の適正な人員配置と労働環境のフォローについて、2つ目は子ども夢育成基金について、3つ目は公園の維持と整備についての3項目であります。

初めは、市職員の適正な人員配置と労働環境のフォローについてであります。地方行政を取り巻く環境は、地方分権一括法の施行や市町村合併など、この約10年間で目まぐるしく変化し、自治体のあり方についても問われるようになりました。また、住民のニーズも時代に合わせ多様化し、行政に対する意見、要望もより多く寄せられる時代となっております。さらに、政権が自民党から民主党へ変わり、新たな政策や制度に対応、対処するため、市職員の仕事量が増加していることはご承知のことと思います。

市長は、職員の退職者不補充や採用の抑制による人員の削減やさまざまな手当の削減、見直しを財政健全化への施策として行ってきましたが、特に職員数の削減については、基礎となる人員計画や将来構想があったのでしょうか。組織の統廃合や機構の見直しなどを行い、少数精鋭のスリムな

行政にする考えは評価するものの、一方で職場によっては繁忙感が増え、精神的に苦痛を感じる職員も少なくないと聞いております。条例に定める職員定数は合併時の平成17年から改正がありません。合併後6年目に入ったこともあり、各部課の人員は適正に配分、そして配置されているのか検証し、あわせて職員定数条例の見直しの検討に入るべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

また、職場の繁忙感が増すことによって、職員のモラルの低下や住民サービスの低下につながる可能性があります。モラルの低下は、事務事故から不祥事へ発展するかもしれません。住民サービスの低下は、住民に対する理不尽な対応や手続等に時間がかかるなどにつながります。さらに、市長が進めている職員の地域活動への積極的参加という意識は高揚されないという状況が考えられます。そこで、時間外労働が多い職場や休暇取得が少ない職場のフォローはどのように行われているのかお聞かせ願いたいと思います。

次は、子ども夢育成基金についてであります。この基金は、さきの3月定例会にて議決された条例であります。設置の目的、この基金を充てる事業について、いま一つ納得がいかないことがありましたので、一般質問の項目といたしました。そして、助成の割合の見直しや対象者の拡大など、住民の各方面から強く要望がありましたので、当局の考えを改めてお聞きするものであります。

この条例では、東北大会や全国大会へ出場する場合にかかる遠征費の3分の1を基金から助成するということですが、昨年まで実施していた教育委員会からの遠征費の3分の1補助と何ら変わりません。この条例の目的は、子供の未来の可能性を支援するという内容であります。私は、東北大会や全国大会へ地区の代表として出場すると同時にむつ市を自動的にPRできるコマーシャル媒体

になると思っています。活躍すればするほどむつ市の知名度は上がります。その結果、当市での合宿や大会誘致、交流会などの実現が増し、むつ市に与える経済効果ははかり知れません。さらに、その子供たちが将来のふるさと納税の対象になる可能性を考えれば、最少の経費で最大の効果を上げられると思っています。よって、遠征費の全額助成をしてもよいと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

また、この事業の対象者は小・中学生ですが、高校生に対しても事業対象とすることを訴えます。高校生の競技会は、市外で行われることがほとんどで、負担が家計に響きます。能力がありながら競技をあきらめた生徒を何人か知っていますが、せめて東北、全国大会への遠征に助成することができないでしょうか。繰り返しますが、むつ市から地方遠征に行った場合は、間違いなく市のコマーシャルになります。そして、補助や支援を受けたことによるふるさと意識の高揚にもつながると私は考え、助成対象を高校生まで拡大すべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

最後は、公園の維持と管理についてであります。その1は、代官山公園を気軽に利用できる環境整備を進めるべきということであります。代官山公園は中世の城跡で、江戸時代は田名部代官所、そして田名部高等女学校、第二田名部小学校として中世から現代まで公共的に使われてきた地域の歴史の象徴となる場所です。公園の中心部にあるコウヤマキは、推定樹齢300年以上と言われ、この大木を中心に公園が維持管理されてきました。しかし、周りの樹木の手入れがされておらず、公園内をうかがうことが困難であります。さらに、照明設備も不備なこと、防犯上よくない環境となっていることはご承知のことと思います。また、池の跡が長年手つかずとなり、トイレが老朽

化し、不衛生な現状を改善すべきです。また、公園の外にある木が余りにも生い茂っているため、外からは公園なのかかわからない状況になっています。そこで、改善策として公園の紹介看板を設置すること、そして県道4号線側から階段などによる入り口を設置することを提案いたしますが、市長のお考えをお聞かせください。

その2は、水源池公園の周辺整備と旧大湊水源地水道施設の保存をどのように行っていくのかをお聞きいたします。この水源池公園は、明治42年、旧海軍要港部専用水道として竣工し、その後昭和51年まで大湊町第一水源地として使用され、現在は水源池公園として市民の憩いの場として親しまれています。また、水源池公園内にある旧大湊水源地水道施設が昨年12月に国の重要文化財の指定を受けたことにより、周辺の環境整備や重要文化財の保存を計画的に行っていく必要があると思います。そこで、水源池公園を含む周辺整備をどのように行っていくかとしているのか、そして旧大湊水源地水道施設の保存を含む周辺の維持管理をどのような考えで進めていくのか市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、市職員の適正な人員配置と職員の労働環境のフォローについてのご質問の第1点目、職員定数条例の見直しについてであります。現在の定数条例は、合併当時の職員数をもとに制定したときのままでありまして、実際には平成17年4月1日現在の職員698名から本年4月1日においては603名まで削減しております。今後の適正な職員数を算定するため、平成20年度より新たな定員管理計画の策定作業に着手しております。具体的に

は、行政規模が同程度の類似団体と比較しながら、標準とされる職員数の検討、さらには昨年度全庁的な業務量調査を実施し、各所属における業務の実態を把握し、適正な人員の配置や事務改善に役立てることとしております。

定年退職者数は、ここ数年とも30名から40名前後の人数で推移してまいりますが、やみくもに人員を削減するための計画ではなく、中長期的な視点に立って年齢層のバランスも考慮に入れつつ、必要な人材を確保しながら適正な職員数となるよう調整を図り、本年度中に新たな定員管理計画を策定することとしております。この計画をもとに、定数条例の見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、時間外勤務が多い職場や休暇取得が少ない職場のフォローについてであります。時間外勤務が多く休暇取得が少ないということは、一義的には業務量が過重であろうと判断されるところであります。日ごろより所属の一部について時間外勤務が増加した場合においては業務の平準化を所属長に求めており、業務量と人員配置のアンバランスについては、毎年実施される所属長ヒアリングを通じて適正な人員配置に努めているところであります。

また、昨年度からグループ制を導入し、課長裁量で、より柔軟な課内の人員配置体制をとるよう指導しているところでありますが、効果的な運用にはまだ時間がかかろうかと存じます。

所属ごとに、また時期的に業務の濃淡があることは否めませんし、業務のピーク量に合わせて人員配置するということは困難でありますので、ある程度の時間外勤務はやむを得ないものと考えますが、過重な勤務は職員の健康や生活を犠牲にすることにもなりかねず、ひいては不公平感やモチベーションの低下につながるおそれもあります。また現下、ワーク・ライフ・バランスが社会的に

価値あるものとして叫ばれていることでもあります。このようなことも踏まえ、仕事と生活の調和が図られ、職員の意欲向上に資するよう適正な人員配置や組織機構のあり方について一層配意してまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、子ども夢育成基金につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

次に、ご質問の3点目、公園の維持と整備についてお答えいたします。まず、お尋ねの1点目の代官山公園を気軽に利用できる環境整備を進めるべきについてでございますが、代官山公園は整備後30年近く経過し、当時植栽した木々が相当大きくなっており、代官山公園のシンボルツリーでありますコウヤマキをしのぐほどになってきていることや、同じ時期に植栽した低木も株が肥大化してきていることから、園内で遊ぶ子供の姿が見えない、公園内が暗い、光も差さない等と環境の悪化を指摘されているところであります。このことから、明るいイメージの公園づくりを目指して、今年度も公園内の樹木の間引き作業を部分的にはございますが、実施する予定であり、来年度以降も引き続き計画的に実施してまいりたいと考えております。

また、田名部まつり等の祭り期間は、若者たちのたまり場となっているところのご指摘でございますが、この要因は同公園に設置されております照明灯の老朽化や設置箇所数に問題があるのではないかと考えられますので、その適正化に向けた十分な検討を実施して、市民の皆さんが安心して利用できる公園になるように改善してまいりたいと考えております。

なお、当時整備いたしました池は老朽化によりポンプ施設等が使用できない状況となっており、池としての機能を果たしていない状況でございます。今後この池の有効活用を図るためにも、この

形状を利用し、花壇等別の利用も視野に入れた検討をしてまいりたいと考えております。

また、公衆トイレに関しましては、清掃作業を4月から11月までは毎日、12月から3月までの冬期間は週1回実施しておりますことから、これからも衛生面については十分に留意して管理してまいりたいと考えております。

次に、階段の整備でございますが、地域住民が往来しやすいように、恐山街道側にアクセスがしやすい位置に設置したいと考えておりますので、地権者と協議し、協力をいただきながら設置に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、公園内の案内看板につきましても、代官所跡地という歴史的背景にも十分配慮しながら設置する方向で検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、お尋ねの2点目、水源池公園周辺整備と旧大湊水源地水道施設の保存をどのように行っていくのかについてでございますが、ご存じのように、旧大湊水源地水道施設の第一引入口、沈澄池堰堤、乙水槽の3施設と、附（つけどり）として大近川取水所、甲水槽が平成21年12月8日に官報に掲載され、国の重要文化財の指定を受けております。これを踏まえ、今年度は同施設のある水源池公園を核とした周辺整備構想を市民協働で策定するべく、今月25日に発行の市政だよりによりワークショップメンバーの募集を掲載することとしております。このワークショップでは、この貴重な観光資源と周辺の景観を有効活用し、市民並びに観光客に親しまれる憩いの観光ゾーンをどのように形成していくか、市民主導のもと、フリースタイルで意見を出し合い、その市民の皆様からのご意見をまとめ、整備構想を策定することとしております。

また、この構想の対象範囲は、同公園はもとより、周辺の貴重な観光スポットとしても活用でき

る海上自衛隊の資料館北洋館や石づくりの洋風建築物として建物そのものが貴重な文化財である文化財収蔵庫と同様の構造を持つ旧大湊高校女子寮等々、さらに景観資源としての陸奥湾や芦崎湾、そこに停泊している大湊地方隊の自衛艦隊などさまざまな資源が存在するものと考えておりますので、市民の皆様の貴重なご意見をお伺いしながら、整備構想を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、同施設の維持管理については、さきに申し上げましたとおり、同施設が国の重要文化財の指定を受けましたことから、管理、修理、復旧等に関することは文化財保護法により県の教育委員会の指導を受け、文化庁の指示により進めることとなります。このことから、教育委員会生涯学習課と連携し、施設の状況について、県教育委員会文化財保護課を経由し、文化庁へ修復等について調査依頼をすることとなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の第1点目、東北大会や全国大会へ出場する場合の遠征費の全額助成についてであります。市では、これまで青森県大会を経て東北大会、全国大会へ出場する場合に、その大会の参加料、交通費、宿泊料及び楽器運搬費の3分の1を助成してまいりました。補助金の増額については、機会あるごとに議員各位から要望を受けているところではありますが、代表となった者に対してのみの助成という視点、子供たちの競技力等が向上している現状から、今後さらに助成対象がふえることが予想され、継続的な助成制度を維持する必要があること、さらには県内の状況等を総合的に勘案し、現在の補助率を維持すべきと考えてお

りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、助成対象者の高校生までの拡大についてであります。現在の助成対象者は、小学生及び中学生に限定しております。これは、教育委員会が所管しているのは小学校と中学校であり、その支援対象は義務教育に限定されとの考え方からであります。したがって、国・県または法人が所管する高校につきましては、それを所管する機関がそれぞれ対応すべきものであらうと考えております。

高校になりますと、常に全国レベルを目指して活躍している部活動等も多くなることから、その活動の充実のために各学校で部活動援助費等を独自に予算化しているところがほとんどであります。そのため、東北大会、全国大会へ出場する選手に対する補助金等の支援についても、義務教育である小・中学校よりも充実している部分があるとも伺っております。このようなことから、教育委員会といたしましては、当面小・中学生を対象とした助成制度としたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 質問の1点目の職員定数の適正な配置ということに再質問させていただきま

す。調査を終わった後、計画的にその配置基準を変えるための計画を立てるのだということは理解するものですが、普通の会社と言ったらいいのか、企業と言ったらいいのか、ちょっと表現はわかりませんが、大体使用する側と使用される側、つまり労働組合があって、そこといろんな人員交渉、または時間外の申請などのやりとりをするのですが、公務員には労働基準法第36条、私たちは三六協定と言いますが、それが適用外なのです。なので、労務を担当する職員の目線でその職場の状況を確認するしかないのです、方法は。なので、意

外と対比したやりとりがなかなかできない状況にあるのですけれども、そこを労働を担当する部署はどれぐらい積極的に労働環境をよくしていくかというところに力を入れないとだめなのです。今むつ市ではその労働を担当する箇所、いろいろ各部署に確認はしているという答弁ではありましたが、具体的にどういふふうな形でその時間外が多い少ない、業務量が多い少ないの職場のやりとりをしていたのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上で答弁を申し上げましたけれども、実は昨年度、電源地域振興センターのほうに業務量の調査、そして業務実態を把握してもらうようにというふうなことで、つまりこれまでこの数年間、退職者不補充というふうな形でどんどん、どんどん六百数名のところまで職員が減ってきております。そこをまたグループ制ということで、非常にフレキシビリティに考えようというふうな組織の課の中で、そういう体制はとったものの、特にまた昨年度は市制施行50周年、合併5周年、そして庁舎移転という大きな事業がありまして、毎週とにかく出て行事があるというふうな状況の中で、私もやはりその部分で職員に非常に負担をかけているなというふうな思いはあります。しかし、思いだけで、例えばその定数を管理しようというふうなことではなく、やはりその部分ではデータとしてしっかりとらえなければいけないということで、昨年度電源地域振興センターのほうに依頼をいたしまして、その第三者的な見方、そしてその統計的な見方、数値化するというふうな形の中で、それを業務量調査として実施をしたところでありまして、それを踏まえて、今年度さまざまな形の中で定員管理計画、これを策定していきたいというふうなところに至っているわけでございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） それでは、その定員計画ですか、いつごろ発表するのでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほどの市長の答弁にもございましたが、本年度中にその計画を策定する予定でございます。それに基づいて現行の定数条例の見直しにつなげていくと、こういう予定でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 今、国会閉会しましたが、こういう法律の改正があるようであります。地方自治法の一部を改正する法律、結構地方自治法の一部を改正する法律というのはあるのですけれども、この中の一つに行政機関等の共同設置に関する事項というのがありまして、これがもし法案が通ると、私の勝手な解釈ですけれども、行政機関の共同設置ということで、例えば今議会事務局、選挙管理委員会の事務局、監査委員の事務局、農業委員会の事務局、教育委員会の事務局ということで、市長の下の職員ではなくて、独立した行政機関ということになっています。これも定数条例にあつて、全部ここは定数が各職員とも決められています。この法律が通りますと、共同設置をしてもいいというふうなことになるのです。そうすると、各地方自治体の判断になるかもわかりませんが、例えば、では今言った4つ、5つの行政機関がどれぐらいの仕事量なのか、果たして今の定数どおり必要なかというふうな考え方も変えていかないとだめだと。では、実際どうなのかというの調べないとだめなのですけれども、先ほどはむつ市役所の労働担当者の考え方をお伺いしましたが、この一応外部となっている、外部なのか内部なのかちょっと詳しくわかりませんが、この行政機関、ここのところの仕事の量とかというのはだれがどういふふうな調査するのでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほどの答弁にもありましたように、財団法人の電源地域振興センター、こちらの調査事業という位置づけで昨年度、平成21年度に全庁的な業務量調査、この中に各行政委員会等も含めて調査の網にかけてございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） わかりました。職員の労務管理については終わりますが、先ほど壇上で言いましたとおり、余りにも忙し過ぎると、市民に対してのサービスの低下という話もしましたけれども、それ以外にむつ市の市役所の職員が適正というよりも、正しい労務管理のもとに仕事をしていることが、やっぱり他の企業にも参考になると思いますし、仮に時間外労働をやっているのに手当をもらっていないみたいなことが余りにも当たり前のように表舞台に出てくると、では役所でも適当にやっているのだから、周りの企業だって同じように我慢しようぜと、させようというふうな考えになってしまうと、これまた大変なことになりますので、ぜひ労務管理についてはこれからも正しい制度で、それに従っていろいろやってほしいと思います。

次は、子ども夢育成基金についてであります。教育長の話でいくと、簡単に言えば今までどおりということですが、私が壇上で話したコマーシャル媒体になっているということ、東北大会、全国大会、あるいは県大会でもいいのですが、地方遠征している運動または芸術、文化の種目の方々が地方に行くと、むつ市のコマーシャル媒体になっているという話を聞いて、どういうふうに思いましたか。別にそんなことないと思っているのか、それともそうだと思っているのか、まずはお聞かせ願います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 子供たちが活躍してくれるというのは、市民にとってもうれしいことでありますし、そして今議員ご指摘のとおり、大きな宣伝になるものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） だったらお金出してもいいと思うのですけれども、その予算の枠の中で約束どおりやったら、多分3分の1補助、今までどおりやったほうが楽だと思います。だけれども、だれもがみんな思っているのです。外に出ると、やっぱりむつ市の知名度絶対上がるし、そっちの現地に行っても、活躍すればするほど、むつ市ってどんなことしているのと、何でそんなに強いのか、うまいのかというふうになっているはずなのです。教育現場にいる人たちは、特にそう思っていると思います。それをわかっていながら、3分の1だけで行ってこいというのは、これもまたちょっとどうかと思うのですけれども、先ほど教育長の答弁で、県内の状況を見るとというふうなことを言っておりましたが、県内って、別にむつ市以外のところはいつでもいいのです。実際むつ市でどうしようかと、どうしたいのだと、どうしたらいいかということだと思うのですけれども、予算持っていない教育委員会に幾ら言っても仕方ないので、市長、どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今教育長の答弁のとおりであります。子供たちがそういうふうな形で全国大会、東北大会に出るということは、ご家庭はもとより、それはまた学校の名誉、誇りにもなりますし、また地域の名誉、誇りにもなっていると、私はそういうふうに認識をいたしておりますし、本当にそれが新聞紙上で、むつ市何とか小学校、何とか中学校と、この子供たちが合唱コンクールもし

くはまた楽器、スポーツ、器楽演奏、そういう形でマスコミにのっかるというふうなことは非常に地域の大きな力になってきますし、まさしくそれが教育の力、地域力ということにつながっていくというふうな思いをいたしておるところであります。その部分については、今年度初めてこういうふうな形の子ども夢育成基金と。これまで私がこの職についてから、子供たちが元気いっぱい各種大会、全国大会、東北大会、各地域の子供たちがそうやって一生懸命頑張って大会に出ている。そのたびごとに財政状況どうなのだとか何とかと、そういうふうなことを、それを何とか払拭して、もっともっとさまざまな形の中で、ご寄附もこの前、実はありました。市政だよりの中でお知らせをさせていただきました。そういう形の中でこの基金を、夢を膨らませる基金も膨らませるといふような体制をとっていく必要があると、このように思います。多分また二の矢が来ると思いますけれども、1回目はこの程度にさせていただきます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 前にもふるさと納税の項目をつけてほしいと。当然この子ども夢育成基金もふるさと納税の対象項目になりますよね、間違いなく。となると、やっぱりふるさと納税をしてくれる人はいろんなことに使ってほしいと思っているはずですが。仮に私がふるさと納税するときは、どういう使われ方したのかなというふうなことを思いますが、3分の1だけの補助でなかなかうまくいかないと思いますよ。やっぱり全額補助して、快く送り出して大活躍してきてほしいというのが多分市長の考えだと思います。なので、ぜひこの金額については、今すぐ答えろと言いませんが、ぜひ検討してほしいというふうに思いますが、市長、どうでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 全額補助となりますと、またさまざまな形の中で子供たちの思いというのが、バランスがちょっと崩れたりする場面が出てくるのではないかなと、こういうふうな思いがいたします。そこには、やはり教育的配慮というふうな考え方もあろうかと思えます。例えば一生懸命やっている、そういうふうな部分については、それは市としてはある程度のところはバックアップします。しかし、またご家庭でもバックアップしてもらわなければいけない。それを一概に全額市として補助しますよというふうなことになりますと、自らの努力を、これは顕彰、褒めたたえてくれる部分は、本人にとっては非常にうれしいことだと思いますけれども、ここにはやはり一つ教育的な配慮というふうな考え、視点というふうなことも私は必要なのではないかなと。しかしながら、今のお話の中で、現在は3分の1でありますけれども、今年度の状況を見つつ、どういうふうな形が、どのくらいの補助率が、県内のほかの市のことは余り意識はせず、教育的配慮の視点から見ながら、3分の1を少し超えるような形の中で何か方法がないのか、どの程度のものがいいのかというふうなことは教育委員会とも協議をしながら、次年度以降に向けて検討を重ねていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） ぜひお願いします。

そこで、今は教育委員会が所管の話をずっとしてきましたが、高校生ではないです、地域スポーツクラブ。学校の部活ではなくて、地域で行っているクラブの大会が今は数多くあります。都会に行く、学校の部活はほとんどなしで、地域スポーツクラブでほとんどやって上部大会に行くというふうな方法になっておりますが、むつ市も今学校の部活動を経て東北大会、全国大会の助成ということになっておりますが、地域スポーツクラブが

その上部の大会に代表として行く場合の補助もこれからこの基金からしてもらいたいと。できるのでしょうか、市長、お答えください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そこにやはり来たのかなと思いました。地域スポーツクラブ、これもやはりさまざまな形の中で地域スポーツクラブを指導なさって、力をつけている陸上、そしてまた駅伝、そういうふうな形の中で、非常に子供たちの競技力が高まっているということは、私は認識を深くしておりますし、何としてもバックアップしたいなと、気持ちだけではなくというふうな思いはあります。けれどもこれは、やはり各学校から集まっているような部分、そういうふうな部分が当然あるわけでございますので、そういうふうなところに仮にこれまでの3分の1、または3分の1を超えるプラス幾らとか、何%とかというふうな部分にかさ上げをした場合どういうふうな課題が生じてくるのか、やはりこれも研究しなければいけないと思うのです。そこに公平性というふうな部分、それもやはり一つ視野に入れなければいけません。ならば今度は学校のクラブではなくて、どんどん、どんどん地域スポーツクラブというふうな形のほうに流れていくと、果たしてそれが学校教育の中で、スポーツ、文化、そういうふうな面で可能なかどうか。そういうふうなこともさまざま協議する、研究する材料が今のお話の中で出てまいりましたので、それらもあわせて、また地域スポーツクラブでご支援をしていただいております齊藤議員のお話も参考にさせていただきながら十分研究を深めていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） これが行政の悪いところです。所管が教育委員会だから教育委員会が所管するものしかだめだとなるのです。教育委員会ではなけれ

ば問題ないのです。問題あるのですか。いえいえ、問題ないですよ。例えば所管の部署を変えればいいのでしょうか。だめなのですか。できるじゃないですか、市長の判断で。できますよね。多分できるはずなのです。なので、教育委員会というふうなところに所管とやると、教育委員会が所管するところしかだめなのです。なので、市長部局のどこか、例えば民生部で所管すると、今の話は解決するわけです。ただ、方法によっては、市長が言うとおり、やみくもに何でもありだというふうなことを防ぐために、ここで登録制をすればいいのです。団体の登録。そして、その団体の登録してもらって、そこに対して基準の申請があった場合は補助すればいいのです。それだけの話なのです。当然補助した以上は結果も求めると。求めるというのは、その結果というのは成績ではないです。行ってきて、こういうことになりましたという結果を求める。それを公表すればいいのです。そうすれば、みんないっぱい寄附するのではないですか、いいことに使っていると。どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） なかなかそういうふうなご提案、初めてお聞きいたしますので、それもあわせて研究をさせていただきたいと。ただ、その教育委員会というふうなことを言いましたけれども、やはりそれは現場の先生方の、先ほどお話をいたしましたように、教育的配慮というふうなものがあると思うのです。これは、私もかつては子供たちがいっぱい勉強する場面に携わったことがありますけれども、やはり現状の小・中学生の状況、そしてまた家庭の感じ方、子供たちのとらえ方、そういうふうなものを全般的に教育のプロからお話を伺いながら研究を深めていかなければいけないということで、決して教育委員会に投げたというふうなことではありません。十分これは

ただいまのご提言を受けまして協議をし、研究を深めていって、次年度からは何とかいいところで、ご納得いくかどうかわかりませんが、それなりの上乘せは何とかしてやって子供たちを励ましてやりたいなど、こんな思いでございます。子供たちは地域の宝物でありますので、そういうことで進めていきます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） では、今の件については最後にしますが、今市長が言われた学校の部活、教育委員会、学校の先生というふうな関係をお話ししましたが、一方で学校の部活でありながらスポーツ少年団登録をしてスポ少の大会に行っているのです。それは、学校の部活と違うと言いつつも、学校の部活動の一環でやっているのです。そのすみ分けが名前だけが違うというだけで、内容は一緒なのだけれども、名前が違うということだけなのです。片や小学校、中学校、小体連、中体連については補助しますと。だけれども、スポーツ少年団、同じメンバーで同じ監督、先生でスポーツ少年団登録していると補助は出さないというふうなことは、やっぱり直すべきだと思います。ぜひ来年度からやるというふうな話をしましたので、何とか……検討する、済みません、検討してください。よろしくお願いします。

では、3つ目お願いします。公園の維持管理ということでありますが、代官山公園については、市長答弁のとおりでいいと思いますが、ただ検討するだけだったらなかなか先に進みませんので、多分大分前からあそこは直したほうがいいという話は出ていたと思います。だけれども、予算の面、あとは方法によってだんだん長く延びてきているのだと思いますが、現状は市長が知っているとおりでありますので、ぜひ予算要求したところにはうまく配慮してあげる方法もひとつお願いしたいと思います。

水源池公園については、もうこれも素晴らしいことで、国の重要文化財、むつ市に国の重要文化財が何個あるかわかりませんが、本当にこれをどうやって活用していくかというふうなことがこれからの、あそこの地区を活用していく目玉になっていくと思うのです。そこで、先ほど市長答弁では観光に役立てたいということで、それに基づいた整備をしていくということでありましたが、違う考えで、あそこを教育の教材としてどういうふうに活用していくのかというふうな考え方はないのかどうか、お知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） あの場所、水源池公園、それから石づくりのかつての旧大湊高校女子寮、現在の文化財収蔵庫、あのあたりをどういうふうな形で教育にというふうな発想を今突然問われたわけですけども、やはりあの部分は、建築学的には100年前の石で本当につくったものであると、こういうふうな部分、100年前にこういう建築技術があったのだというふうな、そういうふうな場面もあろうかと思えます。さらにまた、これは自衛隊の関連施設もあります。平和に対しての教育の場面、こういうふうなものもあろうかと思えます。さらにまた、釜臥山のほうに向かっては水源地の砂防ダムがあって、環境に非常に素晴らしいああいうふうな場面。ですから、環境教育というふうなさまざまな生かし方、ツールとしての生かし方、これもあろうかと思えます。そういうふうなことは今後これからこの一帯を、住民の、市民の皆さん方のご意見を聞きながらワークショップで形づくって、そして全体の構想を策定していきたいと。

こういうふうなことは、これまで市としては一方的に、これはややもすれば一方的な計画、こうですからというふうな形で整備構想を打ち上げてきたわけですけども、やはりあれはもうかつて

からあの周辺の方々、地域の方々が大切にしてきた歴史資産であるし、そしてあの雰囲気、その環境をどういうふうな形でこれからまちづくりの中で生かしていくのかというふうなご意見を賜りながら構想を策定していきたいと。また、市のほうも、これは内部的な話なのですけれども、水源池公園は文化財ですので、これは教育委員会、それから都市公園のほうは建設部とか、また観光ですと経済部と、そういうふうな縦割りを排除して、私はその意味から、今年度から政策推進監を設置いたしまして、政策調整会議というふうなものを設置して、ここの部分で部横断的に、それから委員会、教育委員会のそういうふうな垣根を取っ払って、その政策調整会議の中でこのまちづくりについて、大湊地区のあの部分のまちづくりについて大いに検討するよというふうな形で命じて、何回か今協議を進めているところであります。その部分においては、市民の皆さんの多くの声をお聞きしながら、この構想をつくっていききたいというふうな思いであります。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） ぜひそういうふうをお願いしたいと思います。

今市長から各部署の垣根を越えてというふうなすばらしいお答えをいただいたのですが、ちょっと戻って、先ほどの育成基金の件も、垣根を越えて民生部、できると言ったのですから、やってください、ぜひ。本当にこれだけは、もうこの基金ができたときに、市長、すごいなと思ったぐらい私は喜びました。ただ、中身がこれだったら全然何ら変わらないので、いいものにするためには、ぜひ行政の中の垣根を越えて、いいものをお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月19日及び20日は休日のため休会とし、6月21日は鎌田ちよ子議員、目時睦男議員、新谷泰造議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時09分 散会